

# 昭島市子ども・子育て支援事業計画

(案)

—すべての子どもが輝き、未来を創るまち昭島—



平成27年3月  
昭島市

第1章 基本的な考え方.....	1
1 目的.....	1
2 基本理念.....	2
3 基本的な視点.....	3
4 施策体系.....	4
第2章 計画の策定にあたって.....	5
1 計画策定の趣旨.....	5
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画作成時期.....	7
4 計画期間.....	7
5 計画の策定体制.....	8
第3章 昭島市の子ども・子育てを取り巻く環境.....	9
1 人口・世帯・人口動態等.....	9
2 教育・保育施設の状況.....	16
3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	21
4 ニーズ調査の結果概要.....	26
5 昭島市の子ども・子育て支援の課題.....	38
第4章 教育・保育提供区域の設定.....	45
1 教育・保育提供区域の考え方.....	45
2 教育・保育提供区域の設定.....	45
第5章 教育・保育施設の充実.....	46
1 前提となる事項.....	46
2 市の現状.....	48
3 需要量の見込み及び確保計画.....	48
4 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園の推進）.....	53
5 教育・保育施設整備及び運営の質の確保・向上.....	54
6 幼児期の特別支援教育保育・障害児保育の推進.....	55
7 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	55
8 地域型保育事業と特定教育・保育施設との連携.....	55
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	56
1 需要量の見込み及び確保の計画.....	56
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....	69
3 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進.....	70
第7章 計画の推進体制.....	71
1 関係機関等との連携.....	71
2 役割.....	72

## 資 料 編

資料1 昭島市子ども・子育て会議条例

資料2 昭島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例

資料3 検討の経緯

資料4 検討組織

資料5 用語解説

# 第1章 基本的な考え方

## 1 目的

昭島市の子ども・子育て支援事業は、

**すべての子どもが、輝き、未来を創るまち 昭島**

を目的とします。

「**すべての**」とは、

子どもの置かれている状況や子育てをめぐる環境は、さまざまです。障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象にします。

「**子どもが、輝き**」とは、

子ども自身が将来の夢や希望をもち、子どもの生存と発達が保障され、子どもが輝くことで、子どもの家族や保護者も輝ける状態につながってほしいという願いであります。

「**未来を創るまち**」とは

次世代育成支援後期行動計画の将来像を引き継ぐものであり、「子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在」になることは世代を超えて市民共通の願いであります。

## 2 基本理念

昭島市の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

- (1) 昭島市は、家庭・地域と協力連携し、「子どもが安心して生まれ、子育てしやすい環境づくり」を進めます。
- (2) 昭島市は、子どもの幸せと健康を基本に、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成」を目指します。
- (3) 昭島市は、地域ぐるみで「子育て支援・子どもの健やかな育ちの実現」に取り組みます。

○これまでの次世代後期行動計画においては、「子ども」「親・家庭」「地域」が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながら、共に育ちあうことを基本的な視点として取り組んできました。

○こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

○このことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育て・育ちを地域全体で見守り、支えていく環境づくりを、より一層進めることで、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成を目指す」昭島市独自の理念を、これからも変えることのない大切な理念として継承するものとします。

### 3 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

#### 計画の視点と基本目標

○次世代育成支援の方向性を踏まえつつ、理念を実現するための計画推進にあたり、3つの視点と5つの基本目標を設定します。

#### 【視点1】 子どもの育ちを支える

○国籍や出生、性別、障害などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、つねに子どもの権利と利益を最大限に尊重する視点に立った施策の展開を図ります。

○本市の社会環境を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを促す環境の向上をより積極的に推進します。

#### 【視点2】 すべての子育て家庭を支える

○就労形態の多様化や核家族化が一層進行する本市においては、共働き家庭だけでなく、すべての家庭を支え、保護者が安心して子育てを行える環境を社会全体で構築します。

○この環境の中で、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てを通して親自身も成長することを目指す意識の醸成を図ります。

#### 【視点3】 地域全体で応援する

○すべての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力を得ながら、地域全体での助け合い、支え合いをより深め、地域ぐるみで子ども自身と子育て家庭を応援する取り組みの充実を図ります。

## 4 施策体系

目的	基本的視点		基本目標	基本施策
すべての子どもが、 輝き、 未来を創るまち 昭島	<b>子どもの育ちを支える</b>	目標1	すべての子育て家庭を支援する地域づくり	(1) 地域における子育て支援体制の整備 (2) 要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進
		目標2	子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	(1) 次世代の親の育成 (2) 学校等の教育環境の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	<b>すべての子育て家庭を支える</b>	目標3	仕事と子育てが両立しやすい社会づくり	(1) 保育サービス・学童クラブの充実 (2) 仕事と子育ての両立の推進 (3) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進
		目標4	親と子の健康を育む環境づくり	(1) 親と子の健康の維持・増進 (2) 医療サービスの充実
	<b>地域全体で応援する</b>	目標5	子育てしやすい安全・安心なまちづくり	(1) 子育てを支援する生活環境の整備 (2) 子どもの安全の確保
<b>視点共通</b>	子ども・子育て支援事業計画		1 教育・保育提供区域 2 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制及び実施時期 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制及び実施時期 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保	

## 第 2 章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

昭島市においては、平成 26 年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

しかし、依然として子どもの育ちや子育てをめぐる環境は厳しく、子ども・子育て支援の質・量の充実・改善には、国、東京都、昭島市、また家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性について、理解を深め、各々が協力連携して、その役割を果たすことが必要です。

それぞれの取り組みを通じて、昭島市の若い人たちが家庭を築き、子どもを産み育てるといふ希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として「昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、昭島市の子どもと子育て家庭を対象として、昭島市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取り組みと、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

### ■子どもの対象範囲について

<b>0歳</b>	0歳	<b>1歳</b>	1歳～5歳	<b>6歳</b>	6歳～11歳	<b>12歳</b>	12歳～17歳	<b>18歳</b>
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		対象範囲外 ※一部養育支援 事業のみ	
<b>子ども・子育て支援法（中心対象年齢）</b>								

### ■上位計画

昭島市総合基本計画

整合



昭島市  
子ども・子育て支援事業計画

### ■根拠法令

子ども・子育て関連3法  
◎子ども・子育て支援法  
◎認定こども園法  
◎関連整備法

整合



### ■関連計画

昭島市次世代育成支援行動計画 後期行動計画  
昭島市障害福祉計画  
昭島市児童発達支援基本計画（策定中）  
健康あきしま21  
昭島市男女共同参画プラン  
昭島市教育振興基本計画

### 3 計画作成時期

- 法の施行の日の3か月程度前までに概ねの案を取りまとめることとします。
- 地域型保育事業の認可、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認、支給認定等の事務が法の施行の日の3か月程度前に開始される予定です。このため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の3か月程度前までに概ねの案を取りまとめます。

### 4 計画期間

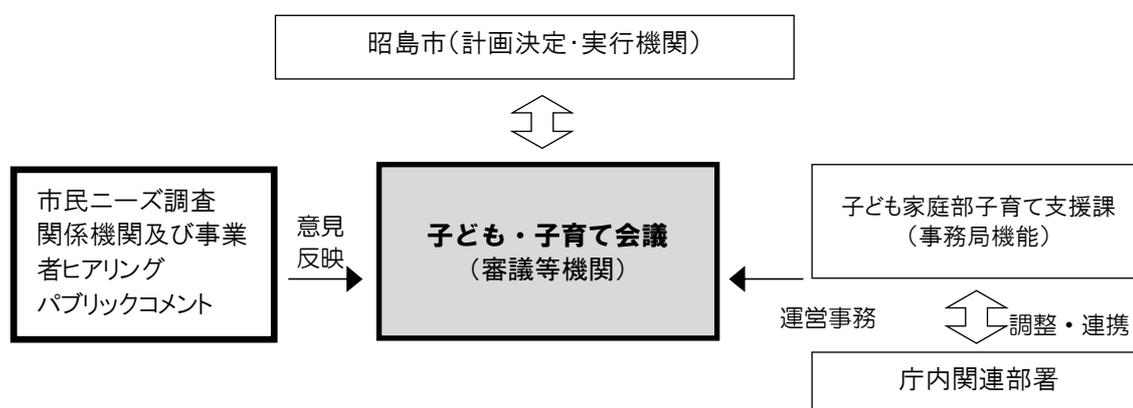
法の施行の日から5年を1期として作成します。  
本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づき、平成27年度～平成31年度までの5年間を計画期間とします。



## 5 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「昭島市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



### (2) 就学前児童及び小学生ニーズ調査の実施

○次の2点を把握するため、下記のとおりニーズ調査を実施しました。(以下「就学前児童保護者調査」「小学生児童保護者調査」という。)

- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	4,000 通	1,939 通	48.4%
	小学生	2,000 通	908 通	45.4%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成 25 年 10 月 28 日～11 月 13 日			
調査方法	郵送配布及び郵送回収			

# 第3章 昭島市の子ども・子育てを取り巻く環境

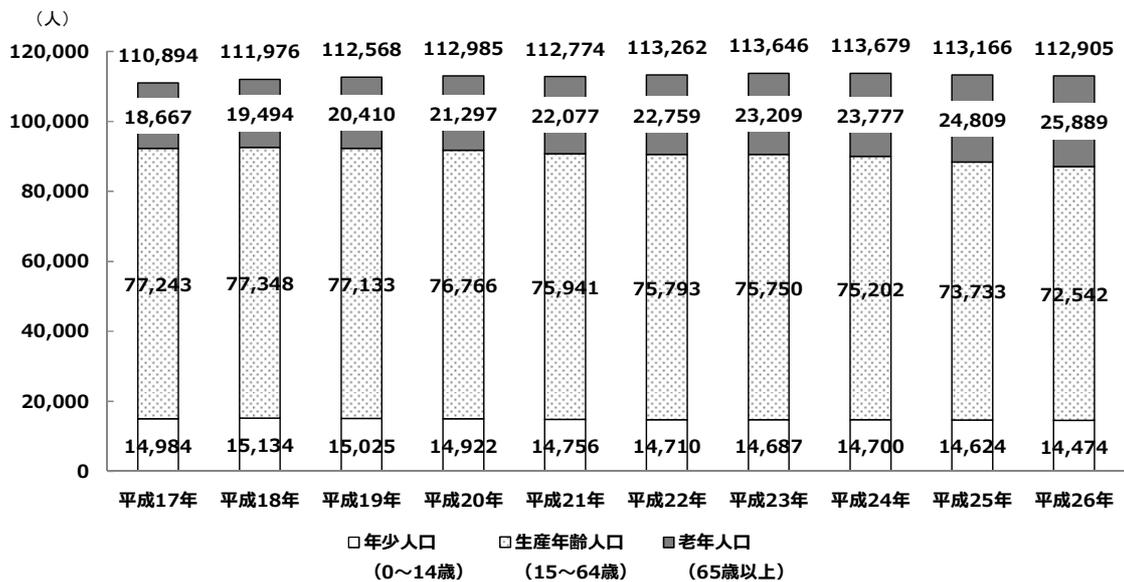
## 1 人口・世帯・人口動態等

### (1) 人口の推移

○平成 24 年ごろをピークに増加傾向にあったが、平成 25 年度から微減となっています。

○少子高齢化が進行し、年少人口が平成 17 年～平成 26 年までの 10 年間で約 510 人減少し、全体に占める割合も約 13%に減少しています。

■昭島市の人口グラフ

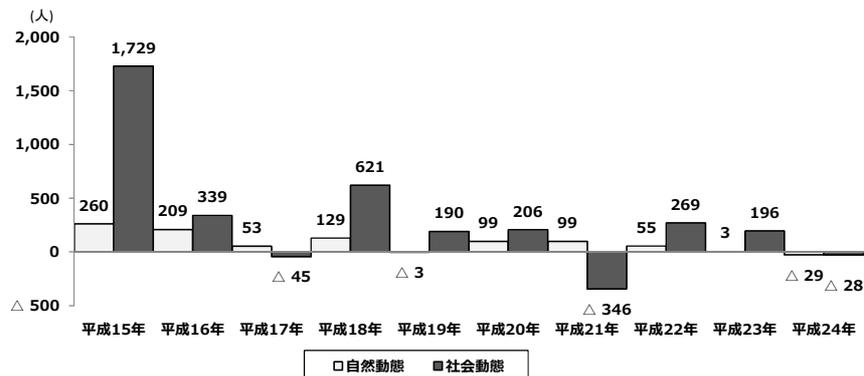


### (2) 自然動態・社会動態

○社会動態（転入－転出）は、概ねプラスで推移してきたが、平成 21 年よりマイナスに転じてきています。

○自然動態（出生－死亡）は、平成 16 年ごろまでは、プラスで推移していたが、平成 17 年以降、マイナスの年がでてくるようになり、人口減少が見え始めています。

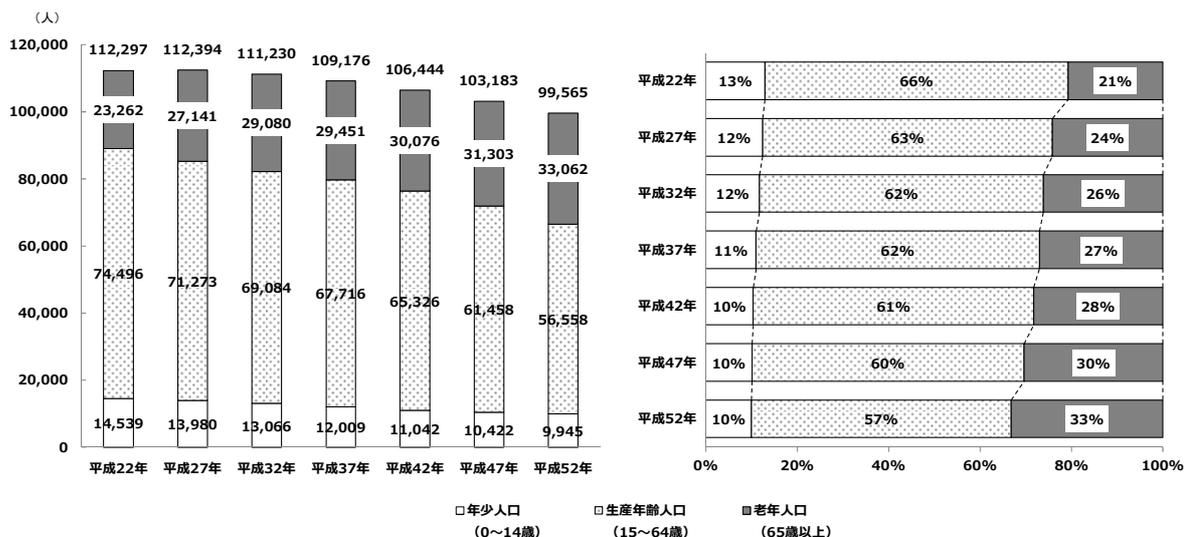
■昭島市自然動態・社会動態の推移



### (3) 将来の人口推計

- 平成 52 年には、10 万人を下回ると推計されます。
- 年少人口も 30 年間で約 4,600 人減少すると見込まれます。また、平成 47 年には子どもの年少人口が 10%、老年人口が 30%を超え、少子高齢化が進展すると見込まれます。

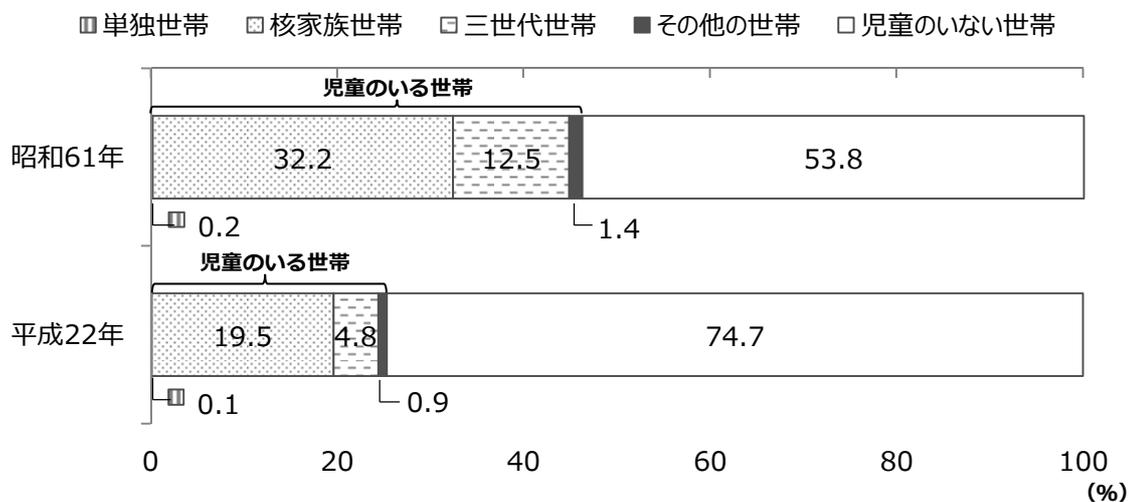
■年齢 3 区分別人口の将来推計(社会保障人口問題研究所)



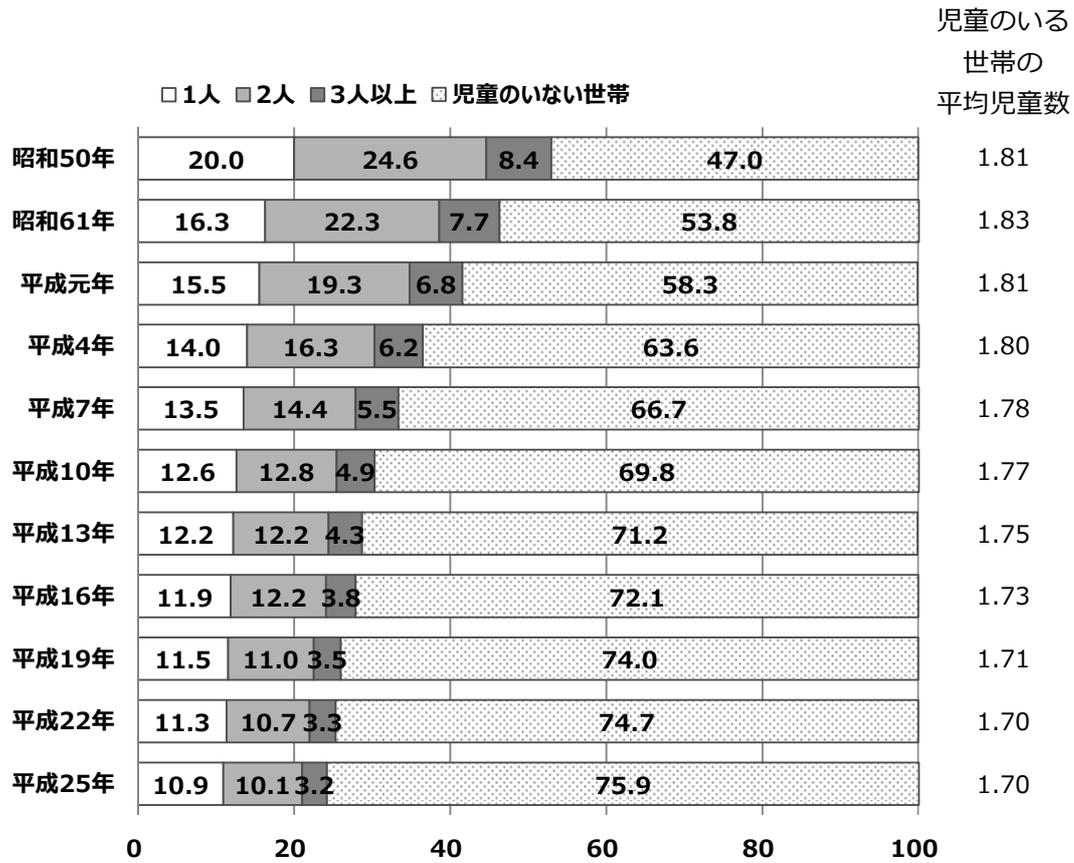
### (4) 児童のいる世帯 (厚生労働省・平成 25 年国民生活基礎調査の概況より)

- 児童のいる世帯は、全世帯の 25.3%、平均児童数は 1.7 人となっています。

■児童の有無別にみた世帯構造別世帯数の構成割合の年次比較



## ■児童の有無及び児童数別にみた世帯数の構成割合・平均児童数の年次推移

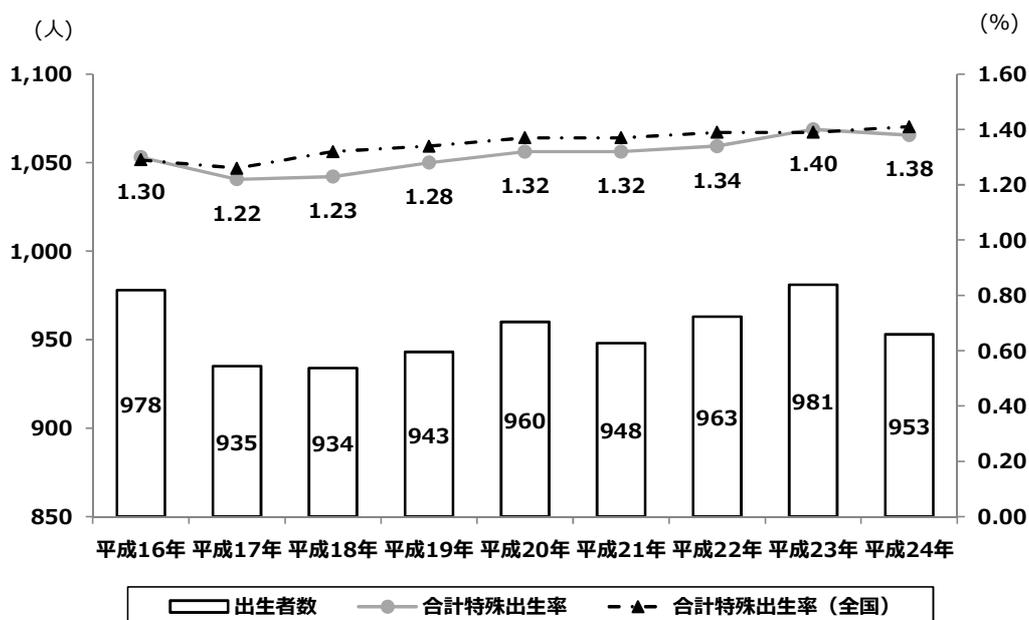


## (5) 出生の状況

○出生数は、平成16年から10年間で、年度による増減はあるものの微減で推移しています。

○合計特殊出生率は、全国合計特殊出生率を追いかけるような傾向となっています。

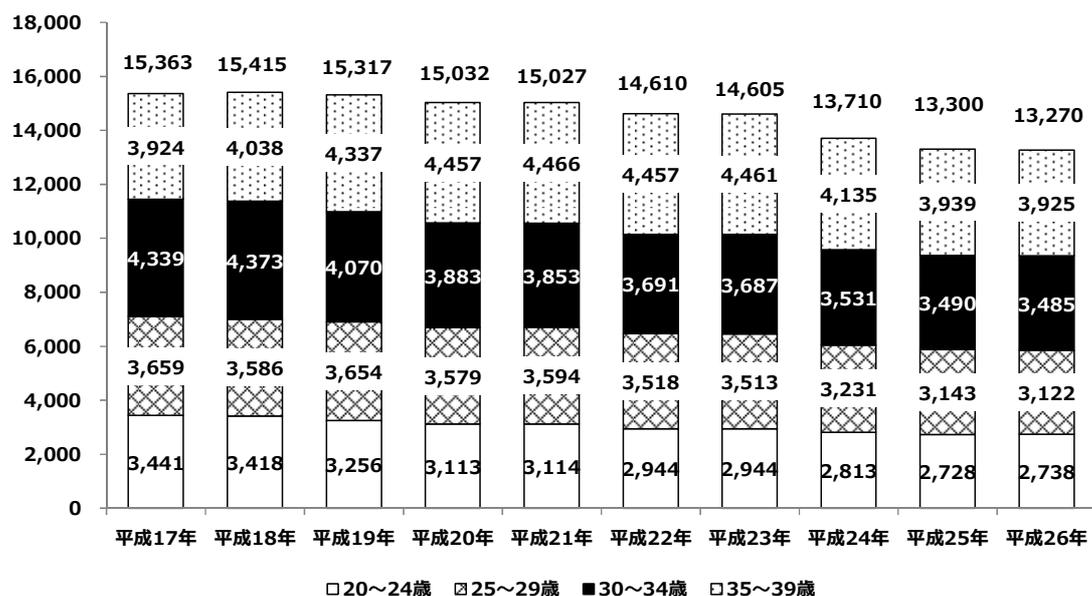
■昭島市の出生の状況グラフ



## (6) 20歳～40歳女性人口の状況（過去10年）

○過去10年間で2,093人、13.6%の減となっています。

■女性人口推移グラフ（住民基本台帳より・各年4月1日の人口）

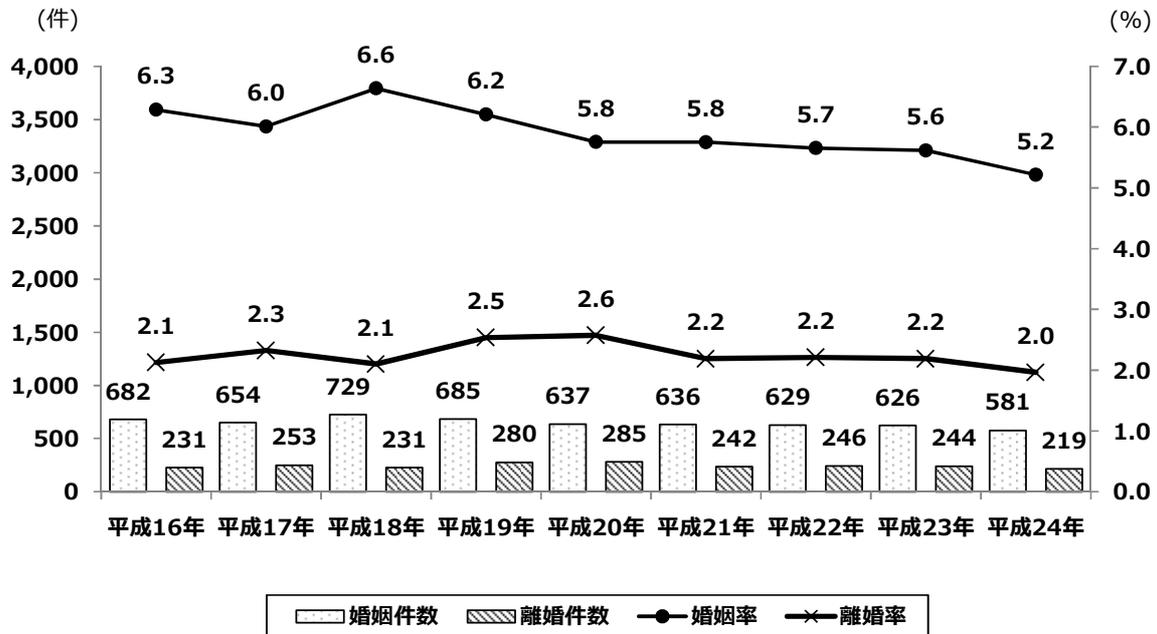


## (7) 婚姻及び離婚の状況

○婚姻数は年度による増減があるものの、減少傾向に転じています。

○離婚率はほぼ横ばいとなっています。

■昭島市の婚姻及び離婚グラフ

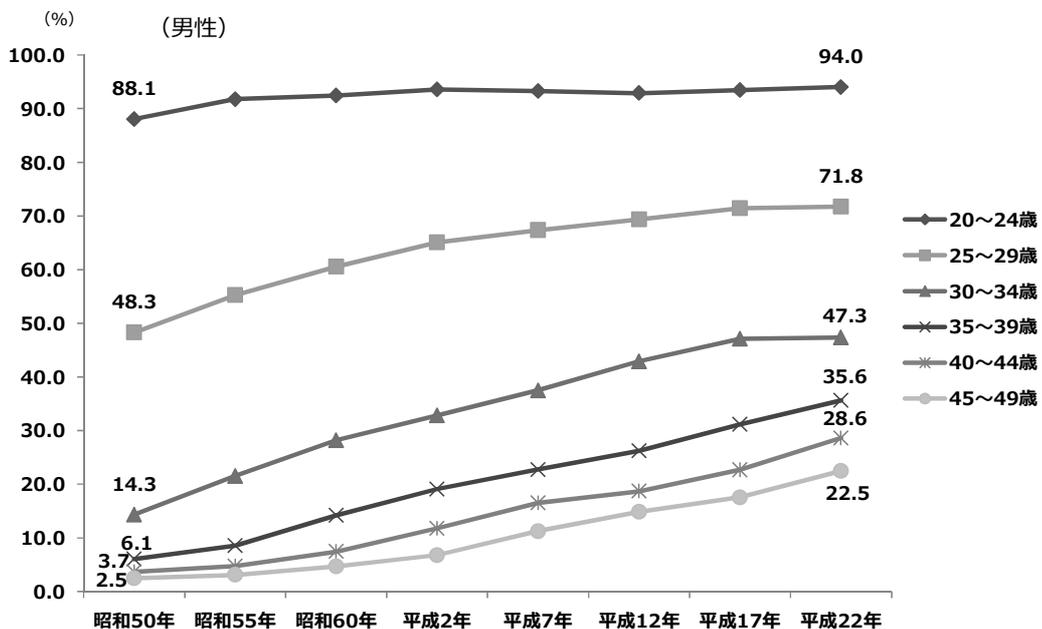


## (8) 未婚率の状況

■男性の未婚率

○男性の未婚率は35歳～39歳で約36%となっています。

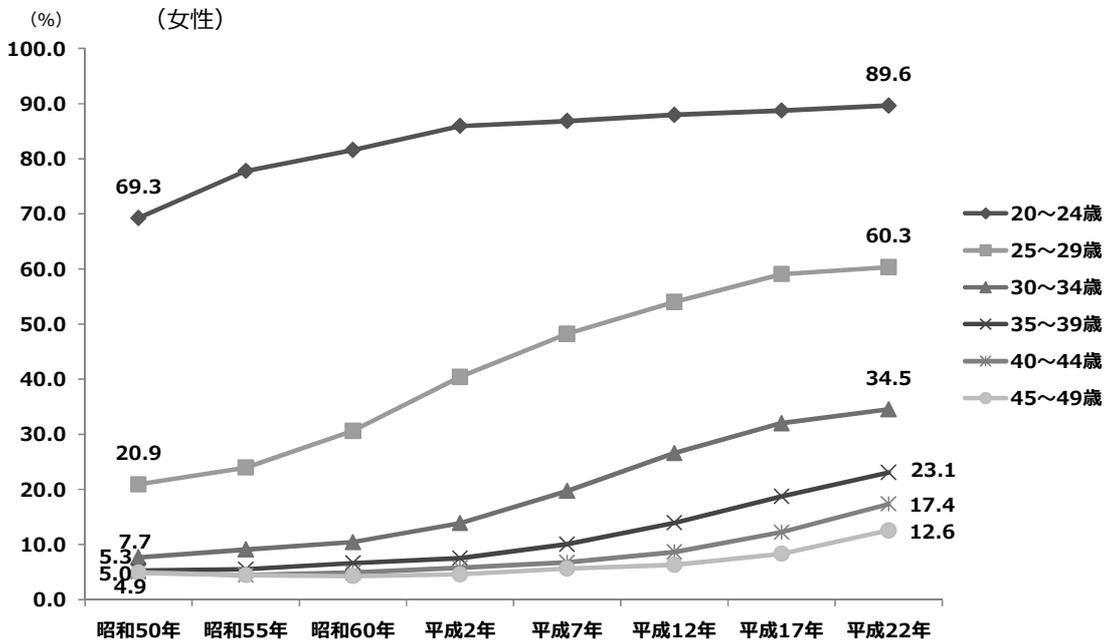
■未婚数と未婚率推移 (国勢調査経年変化資料より・男性)



## ■女性の未婚率

○女性の未婚率は35歳～39歳で約23.0%となっています。

■未婚数と未婚率推移（国勢調査経年変化資料より・女性）

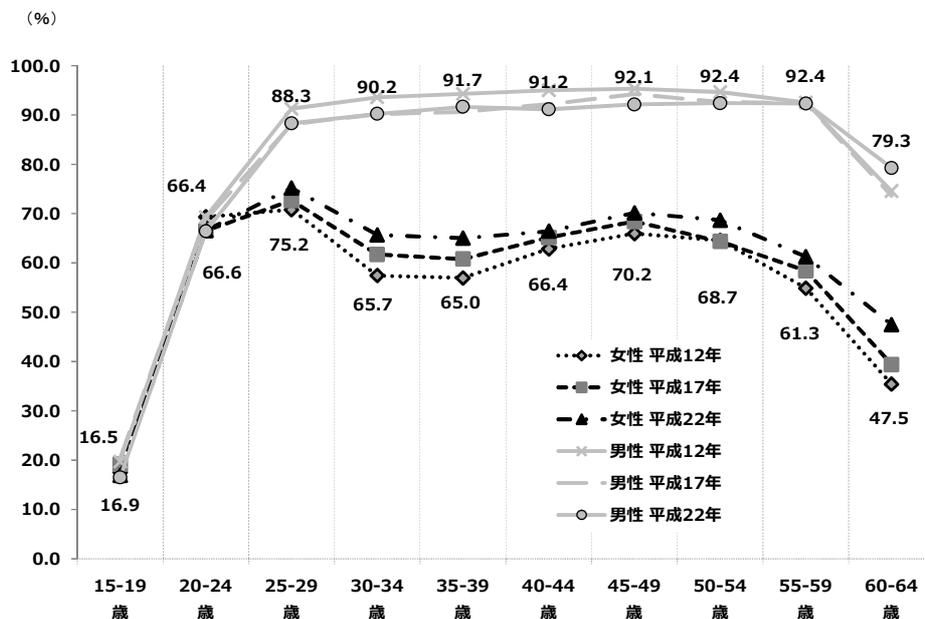


## (9) 就労の状況

○女性の20歳代まで労働力率が上昇し、30歳～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」がゆるくなっています。

○全労働者に対して、男性は「正規就労」の比率が高く、女性は「非正規就労」の比率が高くなっています。

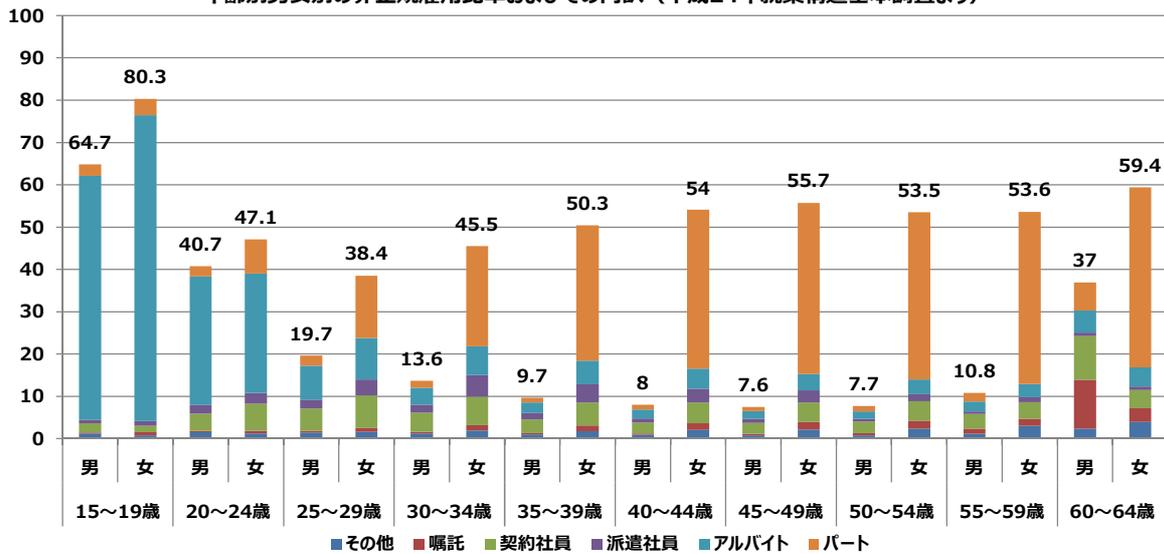
■年齢別労働力率（M字カーブ）の推移(国勢調査より)



### 【年齢別・男女の非正規雇用率】

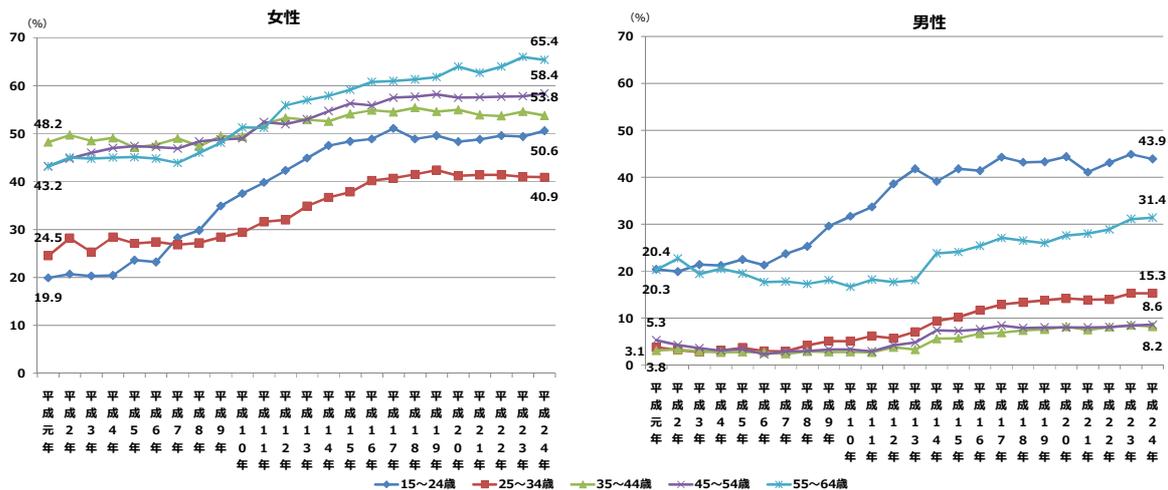
- 女性の25歳～29歳の非正規雇用率は38.4%となっています。
- 女性の35歳～39歳の非正規雇用率は50.3%と増加しています。
- 女性の非正規雇用の内訳は30歳から34歳でみると、パート23.7%、アルバイト6.8%、派遣社員5.1%、契約社員6.7%、嘱託員等3.2%となっています。
- 男性の25歳～29歳の非正規雇用率は約19.7%となっています。
- 男性の35歳～39歳の非正規雇用率は約9.7%となっています。

年齢別男女別の非正規雇用比率およびその内訳（平成24年就業構造基本調査より）



### 【非正規雇用率の推移】

○男女とも上昇率のカーブは緩くなっているが微増しています。

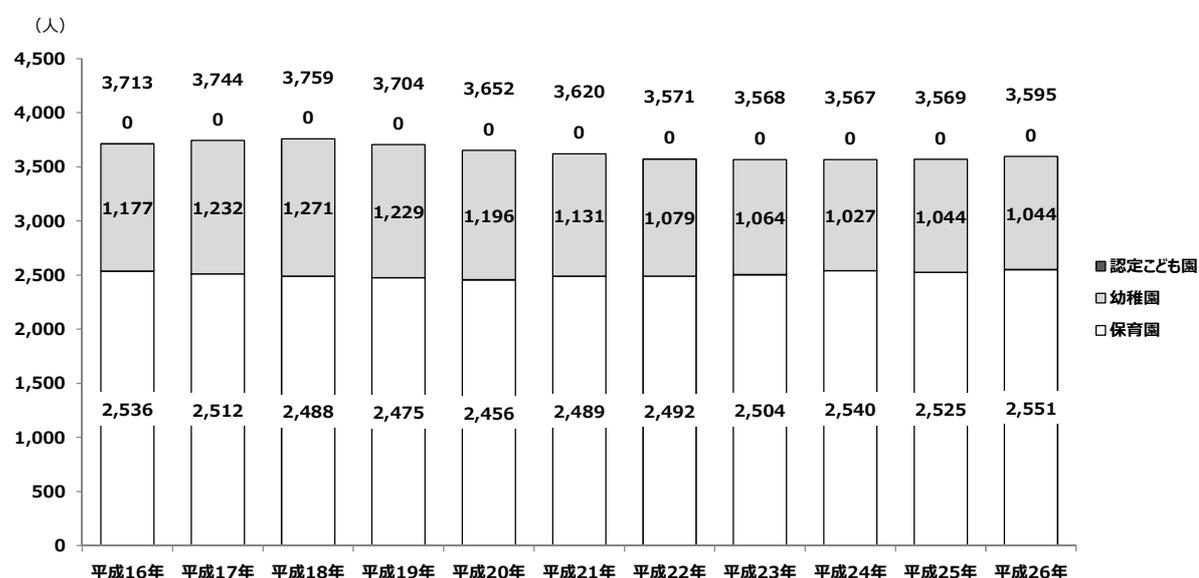


## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 利用児童数の推移

- 保育所、幼稚園利用児童数ともに、年度による増減があるものの、それぞれ2,500人前後、1,100人前後で推移しています。
- 保育所利用は微増傾向にあるが、幼稚園利用は減少傾向にあります。
- 認定こども園は平成26年度までは管外施設での利用のみとなっております。
- 全体では、平成20年度以降、やや減少傾向がみられます。

■保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



## (2) 保育所の利用状況

○定員数は、10年間でほぼ横ばいの状況です。

○入所者数は、ほぼ横ばいとなっていますが、3歳未満児の利用割合が微増しています。

○平成26年度は、定員2,485人に対し、利用者数は2,551人（内、管外からの利用者数36人）と定員数を上回っての利用になっています。

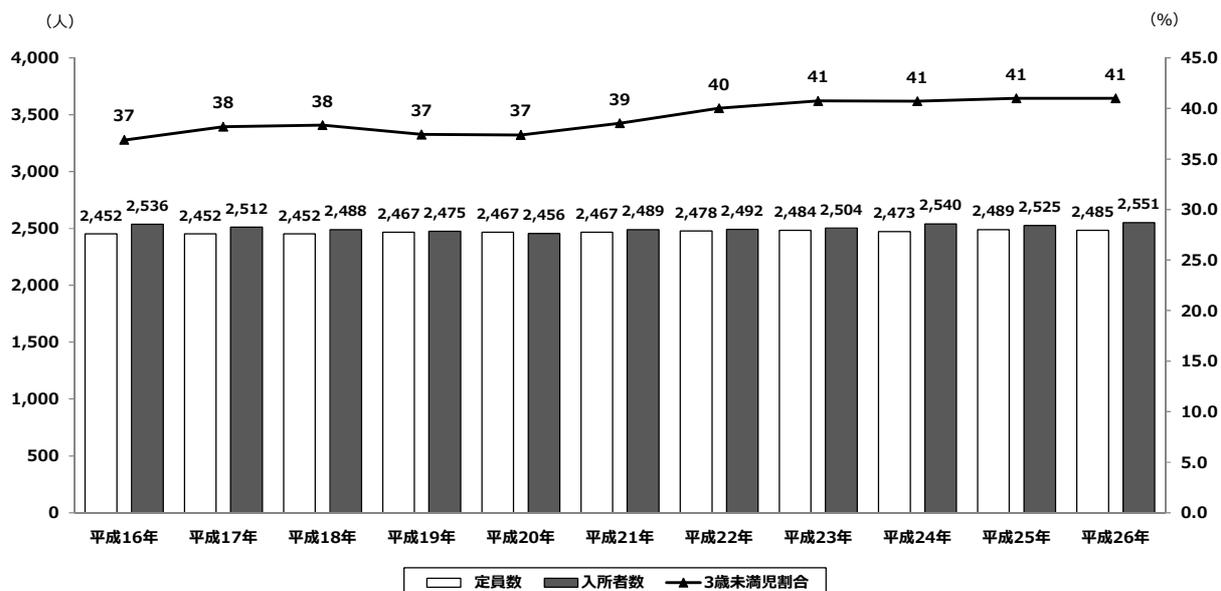
○平成26年度は、市外の施設への利用者は19人となっています。

【施設数】 22園（市立2園、私立20園）

※私立20園のうち2園は分園

（各年度4月1日、単位：人）

年度 (平成)	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
22	定 員	230	329	400	478	517	524	2,478
	入所児	179	379	439	500	496	499	2,492
	(待機児童)	(12)	(19)	(11)	(4)	(1)	(1)	(48)
23	定 員	230	329	406	478	517	524	2,484
	入所児	187	381	452	475	520	489	2,504
	(待機児童)	(5)	(20)	(19)	(3)	(1)	(1)	(49)
24	定 員	230	329	406	478	517	524	2,473
	入所児	190	393	451	499	491	520	2,540
	(待機児童)	(4)	(27)	(8)	(7)	(0)	(0)	(46)
25	定 員	233	338	409	481	511	517	2,489
	入所児	202	377	456	485	516	489	2,525
	(待機児童)	(4)	(22)	(14)	(5)	(1)	(0)	(46)
26	定 員	230	337	409	481	511	517	2,485
	入所児	197	406	444	494	492	518	2,551
	(待機児童)	(3)	(52)	(6)	(4)	(0)	(0)	(65)



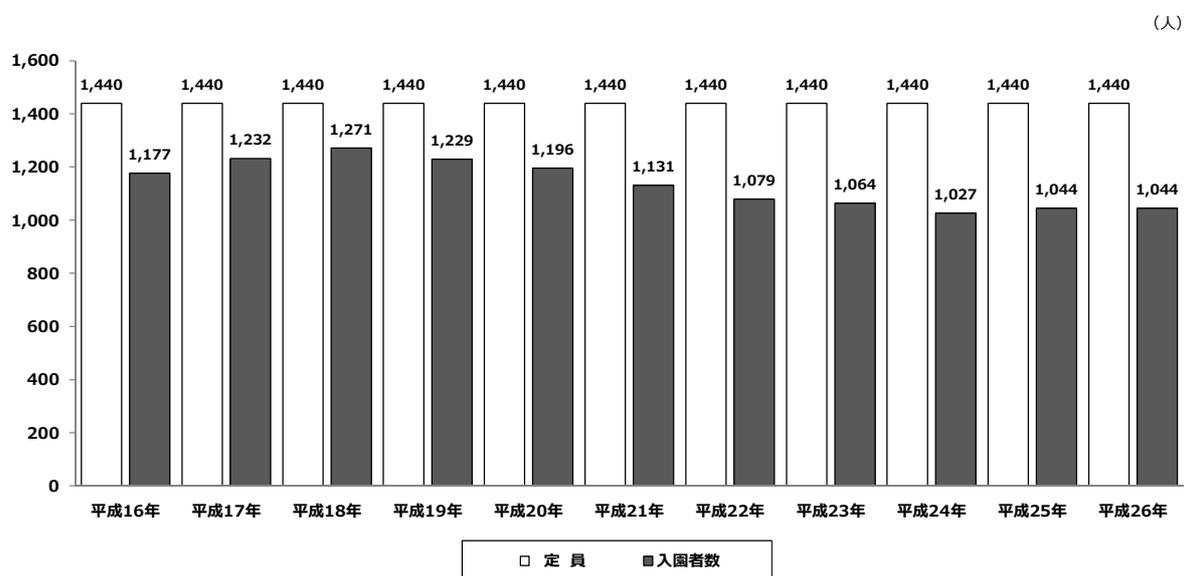
### (3) 幼稚園の利用状況

- 定員数は、10年間横ばいの状況にあります。
- 利用者数は、平成18年度をピークに、約18%減少しています。
- 平成26年度は、定員1,440人に対し、利用者数は1,044人（内、市外からの利用者数65人）と約7割の利用にとどまっています。
- 平成26年度は、市外施設の利用者数は246人となっています。

【施設数】 7園

(各年度5月1日、単位：人)

年度(平成)	定員	3歳	4歳	5歳	合計
22	1,440	320	368	391	1,079
23	1,440	333	360	371	1,064
24	1,440	311	360	356	1,027
25	1,440	343	342	359	1,044
26	1,440	313	386	345	1,044



#### (4) 認定こども園の利用状況

○認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型がありますが、市内にはありません。

○現況は、市外6園（幼稚園型5施設、地方裁量型1施設）の利用となっています。

##### 【管外施設利用者数】

(各年度4月1日、単位：人)

年度(平成)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
22	0	0	3	3	3	3	12
23	1	2	4	1	6	5	19
24	0	3	1	4	2	4	14
25	0	1	3	3	8	3	18
26	1	2	3	6	6	7	25

#### (5) 認証保育所の利用状況

○東京都独自の保育所制度で、A型（駅前基本型）とB型（家庭的保育型）があります。

○市内に1か所あり、市外の保育所（8園）に12人が通園しています。

##### 【施設数】 1園

(各年度4月1日、単位：人)

年度(平成)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
22	3	10	5	4	5	2	29	30
23	0	7	7	2	5	4	25	30
24	4	6	4	7	3	5	29	30
25	1	10	7	3	6	2	29	30
26	2	6	7	4	3	7	29	30

## (6) 事業所内保育所の利用状況

○企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。地域の子どもを受け入れするかどうかは、事業所の判断によります。

【施設数】 5園

(各年度4月1日、単位：人)

年度(平成)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計	定員
21	8	20	16	15	6	6	1	72	76
22	6	11	6	7	1	3	0	34	62
23	5	10	6	1	2	0	0	24	53
24	15	9	10	3	0	5	0	42	80
25	5	19	10	2	1	0	0	37	102

## (7) 認可外保育施設の利用状況

○都の認証のない、院内・事業所内保育施設などの分類に含まれない株式会社やNPO等が運営する保育施設をいいます。

【施設数】 3園

(各年度10月1日、単位：人)

年度(平成)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計	定員
21	2	5	5	7	1	2	1	23	70
22	1	6	11	7	2	0	2	29	70
23	0	7	8	6	6	0	1	28	70
24	0	5	6	2	1	3	0	17	35
25	2	10	11	6	3	2	1	35	61

### 3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て事業計画の法定10事業の実施状況。

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業・休日保育事業）

- 保育所で通常の開所時間（11時間）を超えて行う保育  
実施施設：20園（私立18園（分園含む）、公立2園）
- 休日保育事業  
日曜日・祝日に行う保育

（単位：か所/人）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
延長保育 （保育所）	実施か所数	20	20	20
	延べ利用者数	38,549	38,839	38,503
休日保育 （保育所）	実施か所数	1	1	1
	延べ利用者数	118	117	196

#### (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

学童クラブは、低学年を対象に学校の空き教室等を利用する事業をいいます。保護者の就労等により放課後保育が必要な児童を対象に、安心・安全な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

実績状況【実施校区】小学校区 【実施か所】22か所 （各年度4月1日現在）

区分 年度	定員	1年生		2年生		3年生		4年生		合計	
		在籍児童	待機児童	在籍児童	待機児童	在籍児童	待機児童	在籍児童	待機児童	在籍児童	待機児童
20	760	358 (3)	41	303 (6)	61	213 (6)	86	1 (1)	0	875 (16)	188
21	760	368 (5)	56	282 (7)	77	209 (5)	82	4 (4)	0	863 (21)	215
22	940	417 (6)	7	373 (8)	16	243 (6)	20	1 (1)	1	1,034 (21)	44
23	970	401 (6)	10	384 (7)	20	266 (6)	33	5 (3)	0	1,056 (22)	63
24	1,000	396 (8)	9	358 (5)	13	302 (10)	18	3 (3)	0	1,059 (26)	40
25	1,000	410 (8)	10	352 (9)	7	256 (5)	15	6 (6)	0	1,024 (28)	32
26	1,030	397 (5)	4	376 (16)	3	258 (9)	3	3 (3)	0	1,034 (33)	10

※（ ）は障害児数

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

#### ○ショートステイ

保護者が病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等で家庭において児童の養育ができない場合に、一時的に預かる事業です。

【委託施設】 1 か所（保健福祉センター内）

（単位：か所/人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	1	1	1
延べ利用者数	66	47	18

#### ○トワイライトステイ

保護者が就労、病気などで、家庭において夜間にわたり児童の養育ができない場合に、子どもを一時的に預かる事業。月曜日～土曜日の午後5時～午後10時まで。

【委託施設】 1 か所（児童養護施設内）

（単位：か所/人）

	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	1	1
延べ利用者数	44	112

※平成 24 年 5 月から実施

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

○生後3か月～4か月までの乳児がいる家庭を保育士または保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

（単位：数/件数）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数	995	955	933
新生児訪問指導事業	443	460	499
こんにちは赤ちゃん事業	984	948	917
訪問家庭率	98.9%	99.3%	98.3%

※平成 21 年度より実施事業 ※転入などの乳児含み

### (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、支援を求められない状況にある家庭に対し、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行う事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養育支援訪問回数	35 回	41 回	23 回
支援者数	9 人	10 人	9 人
育児支援ヘルパー派遣件数	39 件	17 件	5 件
要保護児童対策地域協議会(代表者会議)	1 回	2 回	1 回
要保護児童対策地域協議会(実務者会議)	4 回	4 回	4 回
要保護児童対策地域協議会(個別ケース会議)	38 回	84 回	67 回

### (6) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)

○公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、0歳～3歳までの子と保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

- 子育てひろば(一般型)  
4か所 親子交流、情報提供、子育て相談を行っています。
- 子育てひろば(都単独型)  
27か所 保育所、幼稚園における子育て相談を行っています。

(単位：人/件数)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子育てひろば(一般型)	延べ利用者数	21,694	21,737	23,016
	相談件数	1,412	2,025	2,638
子育てひろば(都単独型)	延べ相談件数	3,429	3,547	3,057

## (7) 一時預かり事業

一時預かり事業は次の二つのタイプで実施されております。

①幼稚園の在園児を対象とした保育時間を延長しての一時預かり事業です。  
(預かり保育)。

- ・幼稚園 7か所

②保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときに一時的に保育所などで児童を預かる事業です。

- ・専用スペースによる一時預り事業 市立なしのき保育園内 1か所
- ・都単独型一時預り事業＝各保育園における基準面積・職員配置を確保したうえでの一時預り事業  
保育所 21か所

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園一時預り 延べ利用者数(7か所)	—	—	9,800
都単独型一時預り 延べ利用者数(21か所)	1,540	1,931	1,713
専用スペース型 延べ利用者数(1か所)	1,624	1,615	2,019

## (8) 病児・病後児保育事業

○病気やけがの回復期にある乳幼児(病後児)を専用の保育室で看護師・保育士が預かる事業です。

【実施機関】 2か所 定員 7名

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	387	405	376

## (9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

○子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）に会員登録をしていただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動です。

対象年齢：0歳～12歳（小学生まで）

### 【会員数】

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用会員数	355	347	395
協力会員数	202	212	227

### 【利用延べ件数】

（単位：件数）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
障害児送迎・一時預り	1,620	1,783	1,800
保育所送迎・一時預り	1,126	1,209	1,126
学童送迎・一時預り	489	550	422
通院等による一時預り	1,719	2,076	1,356
合 計	4,954	5,618	4,704

## (10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

○妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、妊婦の一般健康診査（上限 14 回）及び超音波検査（1 回）を公費負担します。また、外国を除く、東京都外の医療機関や助産院で妊婦健康診査を自己負担で受診した妊婦に対しても、受診料の一部に補助金を交付しています。

### 【実施状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦届数	1,000 人	1,022 人	935 人
延べ利用回数	11,382 回	11,914 回	11,076 回
利用人数	972 人	981 人	888 人
利用率	97.2%	96.0%	95.0%

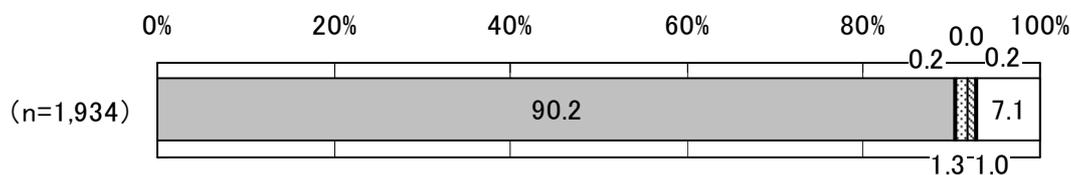
## 4 ニーズ調査の結果概要

○利用意向把握調査（ニーズ調査）集計結果報告書より

### （1）保護者の就労状況

○父親の就労状況

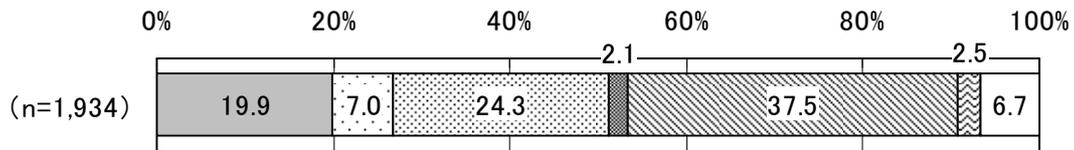
父親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が90.2%と多数を占めています。



- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

## ○母親の就労状況

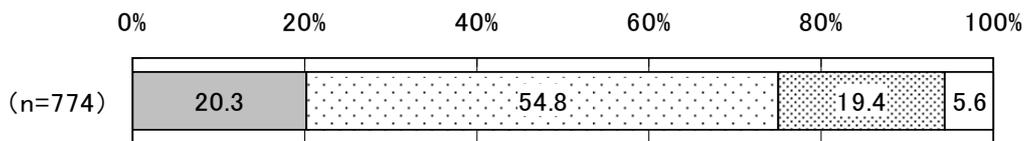
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.3%、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.9%となっています。



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

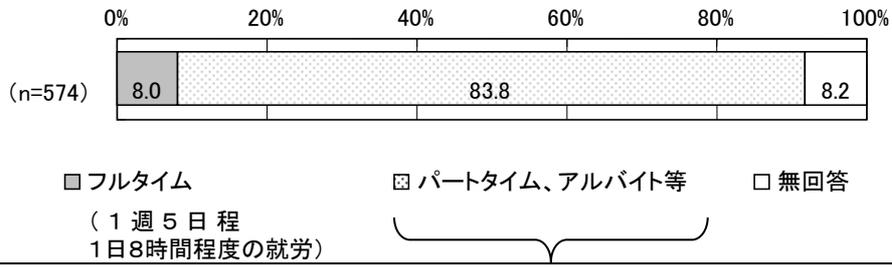
## ○現在就労していない母親の今後の就労希望

現在就労していない母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」が54.8%で最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が20.3%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が19.4%となっています。  
なお、今後の母親の就労希望は74%と非常に高い数値となっています

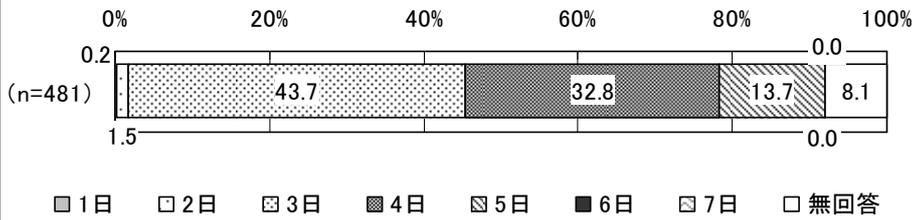


- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 無回答

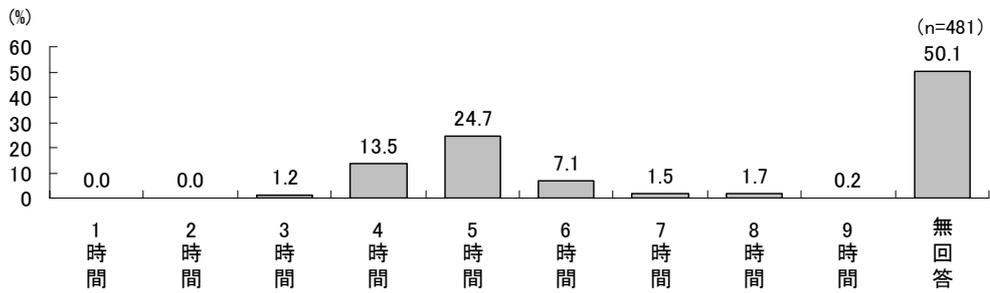
● 希望する就労形態



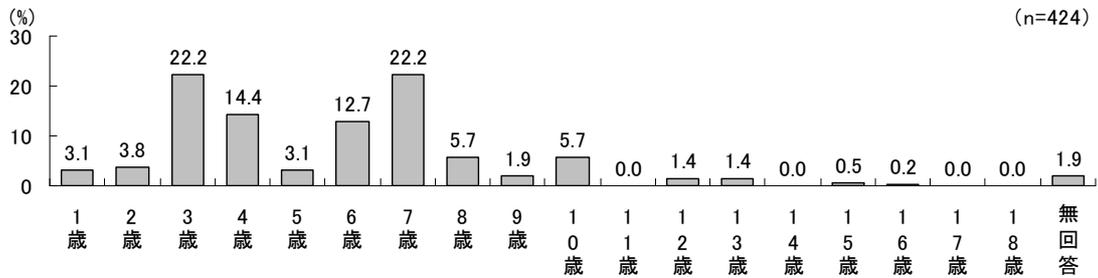
● 就労したい日数



● 就労したい時間



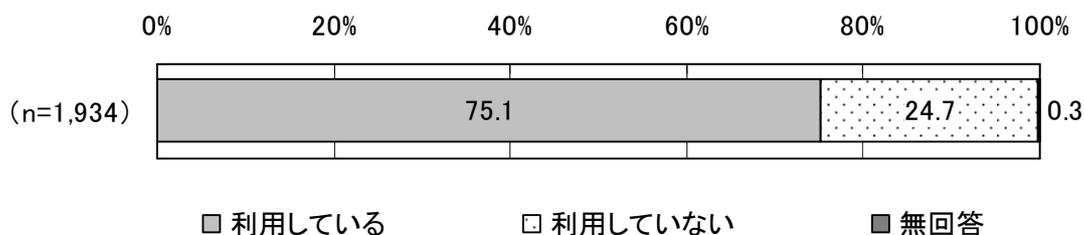
● 就労を希望する時の一番下の子どもの年齢



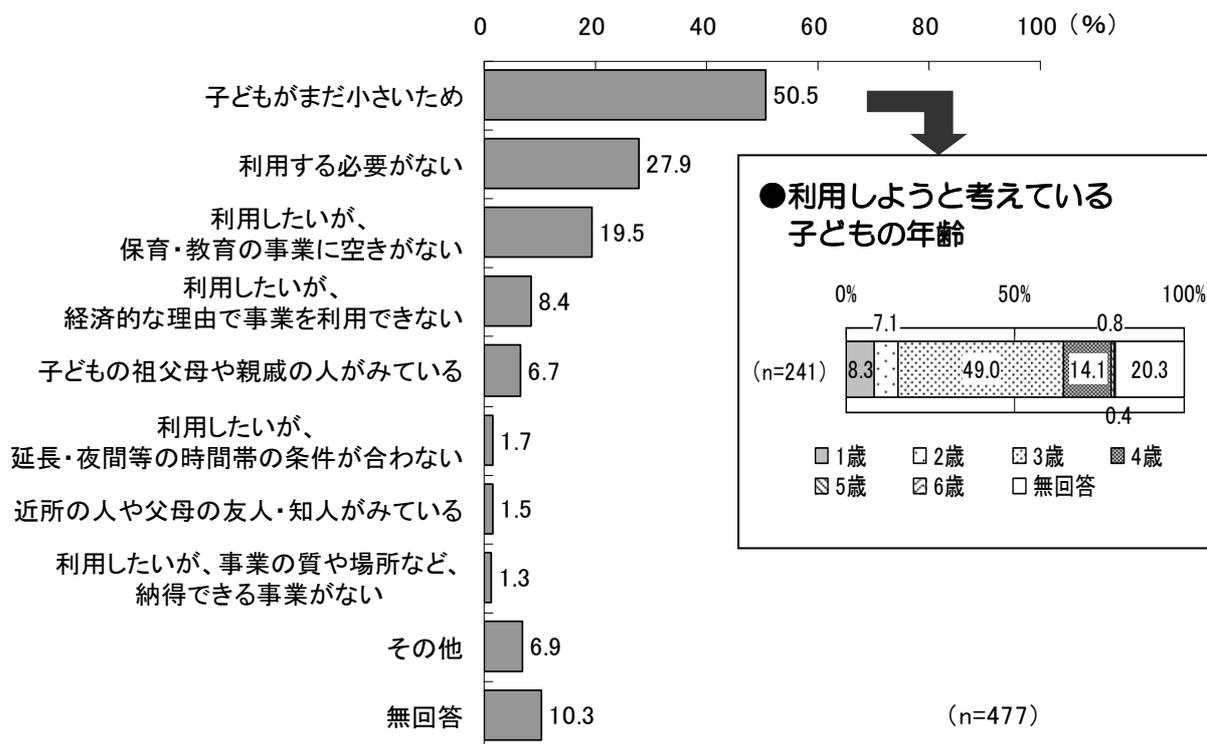
## (2) 教育・保育事業の利用について

○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

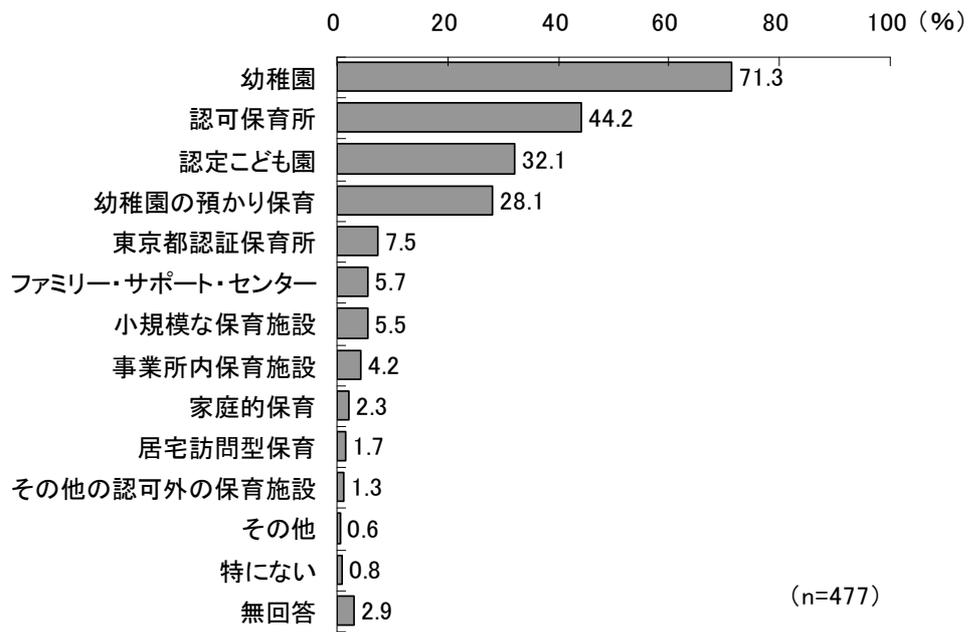
定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が75.1%、「利用していない」が24.7%となっています。



○現在、利用していない理由と今後の利用意向

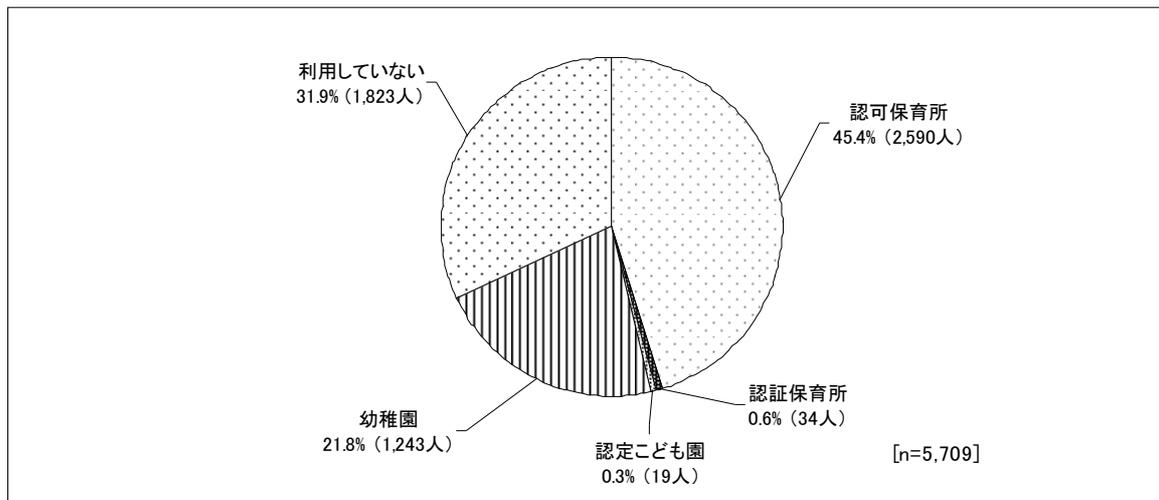


## ○利用したいと考える事業

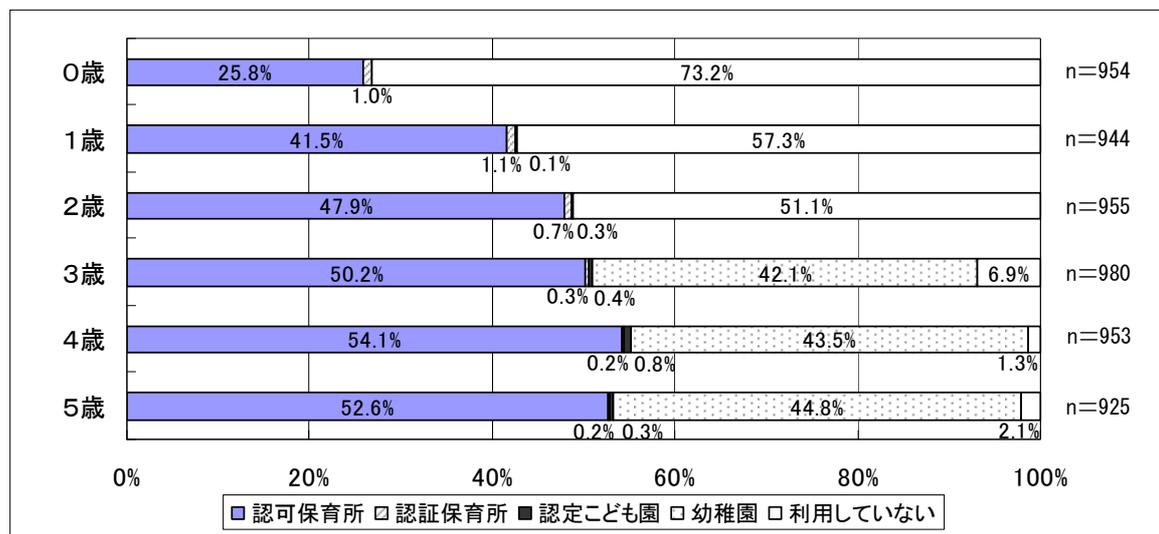


《参考 認可保育所・認証保育所・認定こども園・幼稚園の利用状況》

(平成 25 年 10 月 1 日現在 幼稚園のみ 5 月 1 日現在)



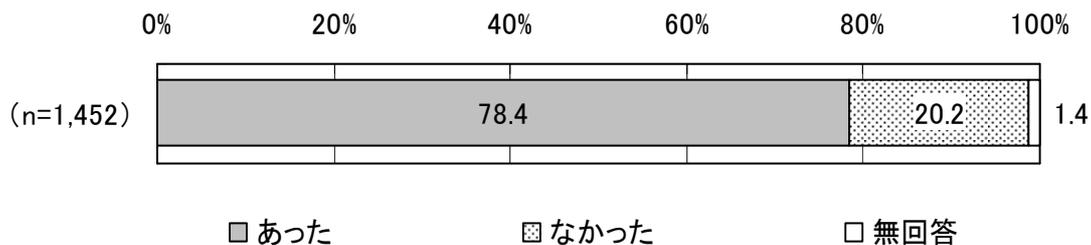
《参考 施設の利用状況》(平成 25 年 10 月 1 日現在・幼稚園のみ 5 月 1 日現在)



### (3) 子どもが病気やケガのときの対処について

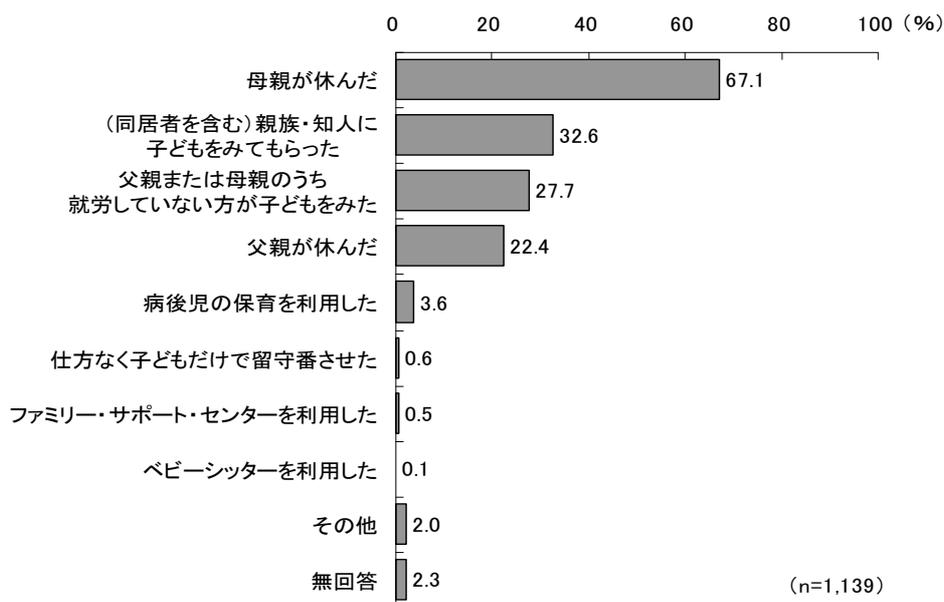
○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったこと

この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが、「あった」が78.4%、「なかった」が20.2%となっています。



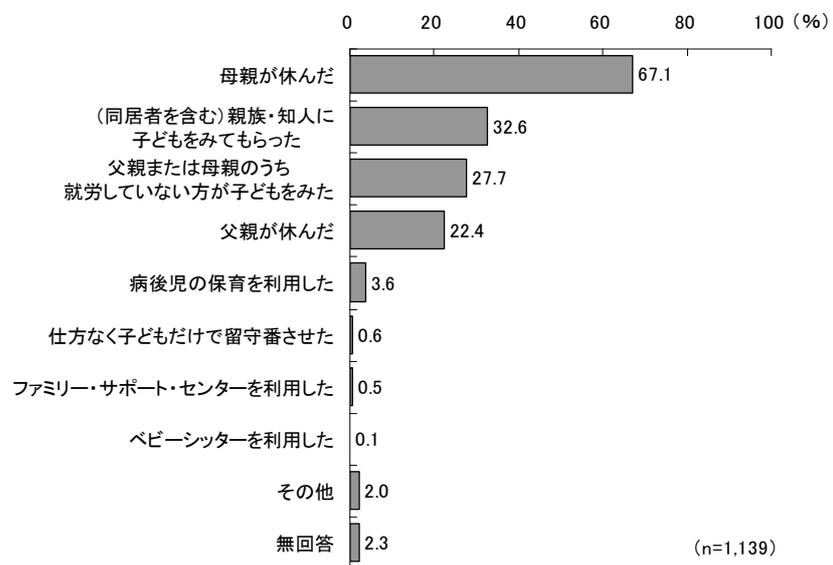
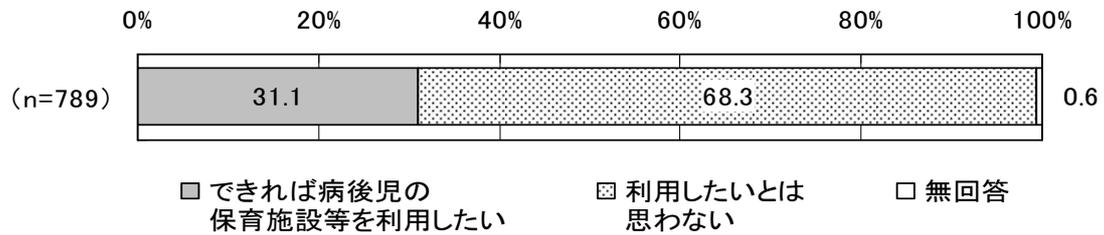
○そのときの対処方法

対処方法は、「母親が休んだ」が67.1%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が32.6%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が27.7%、「父親が休んだ」が22.4%、となっています。



## ○病児・病後児保育の利用意向

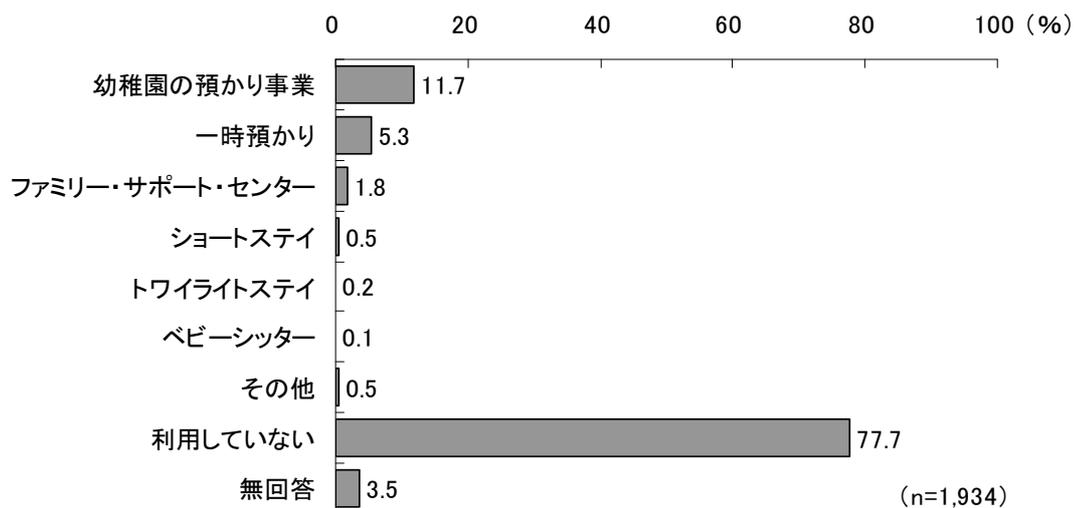
病児・病後児保育の利用については、「利用したいとは思わない」が68.3%、「できれば病後児の保育施設等を利用したい」が31.1%となっています。



#### (4) 不特定の教育・保育事業の利用について

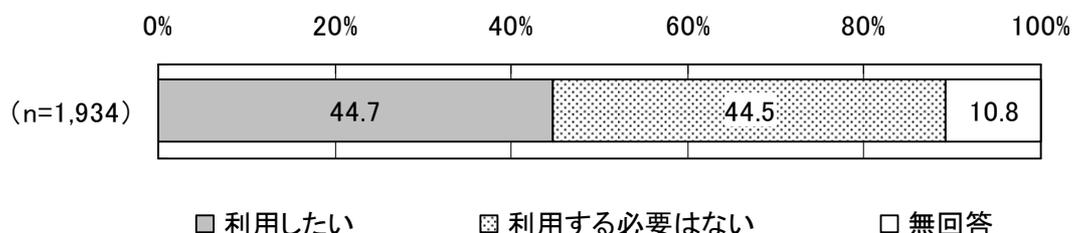
○私用や親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している事業

不特定事業の利用について、「利用していない」が 77.7%で多数を占めています。

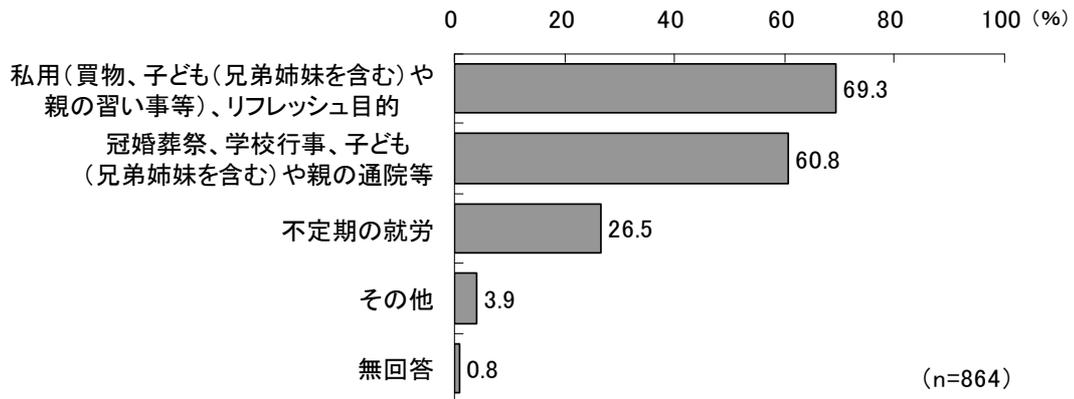


○今後の不特定の事業の利用意向

今後、不特定事業の利用について、「利用したい」が 44.7%、「利用する必要はない」が 44.5%となっています。  
 利用する目的としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習いごと等）、リフレッシュ目的」が 69.3%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が 60.8%、「不特定の就労」が 26.5%となっています。



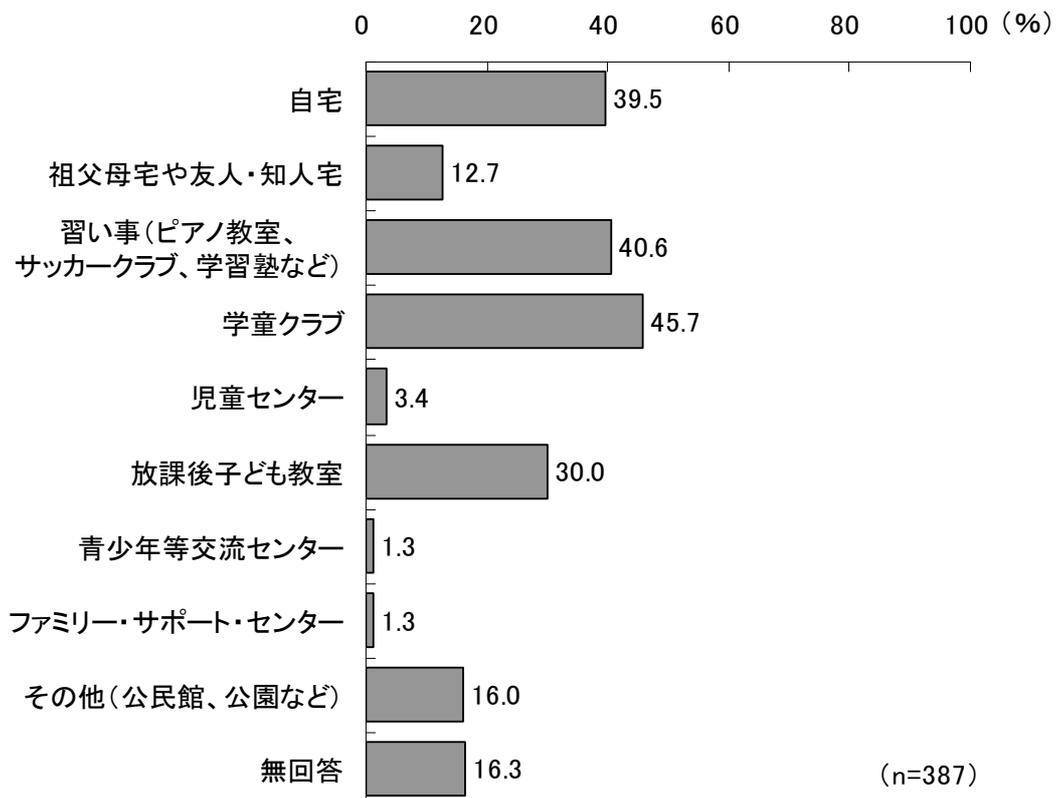
## ○事業を利用する目的



## (5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

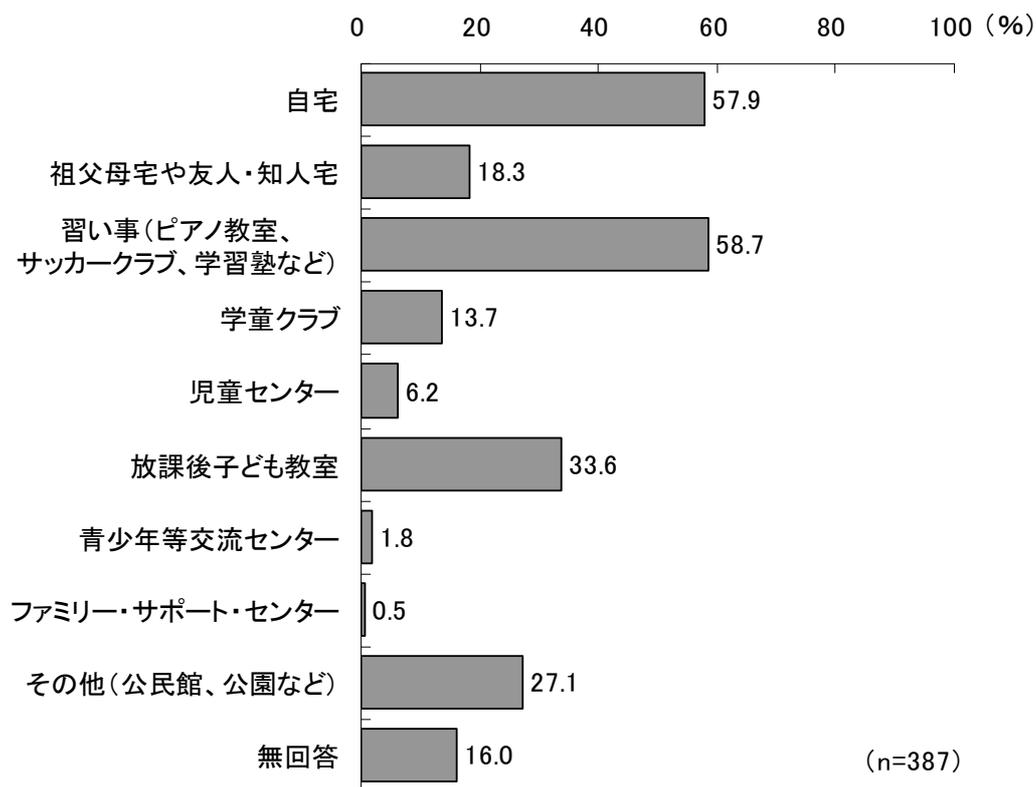
### ○低学年で過ごさせたい場所

低学年では、「学童クラブ」が 45.7%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 40.6%、「自宅」が 39.5%、「放課後子ども教室」が 30.0%、「その他(公民館、公園など)」が 16.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 12.7%となっています。



## ○高学年で過ごさせたい場所

高学年では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が58.7%で最も多く、次いで「自宅」が57.9%、「放課後子ども教室」が33.6%、「その他（公民館、公園など）」が27.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が18.3%、「学童クラブ」が13.7%、となっています。

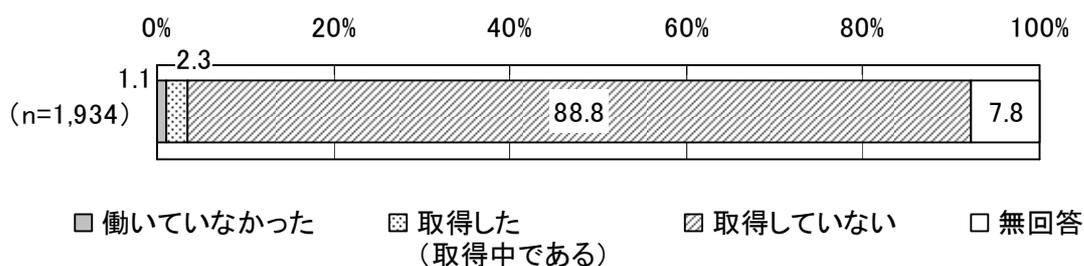


## (6) 子育ての実態について

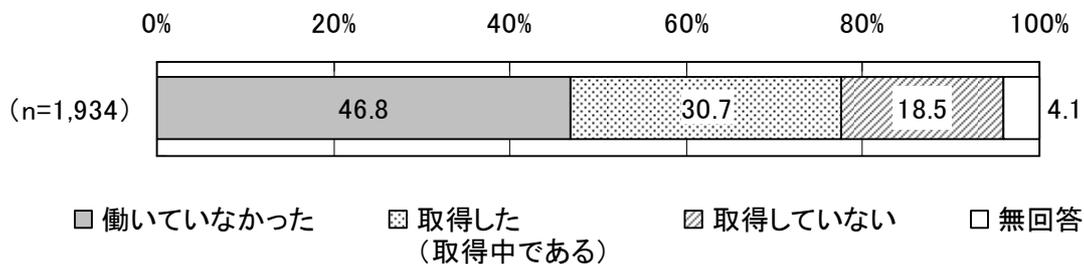
父親の育児休業の取得については、「取得していない」が 88.8%と多数を占めています。

母親の育児休業の取得については、「働いていなかった」が 46.8%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が 30.7%、「取得していない」が 18.5%となっています。

### ○父親の育児休業の取得



### ○母親の育児休業の取得



## 5 昭島市の子ども・子育て支援の課題

第3章のまとめとして、1「昭島市の人口・世帯・人口動態等」、2「教育・保育施設の状況」、3「地域子ども・子育て支援事業の実施状況」、4「ニーズ調査の結果」などを踏まえ、「昭島市の子ども子育てを取り巻く環境」の課題を整理し、幼児期の教育・保育の質の向上及び量の拡充の方向性を検討します。

### (1) 課題の整理

#### 【少子化の進行】

- ①合計特殊出生率は10年間でおおむね1.3～1.4に上昇したが、出生数は平成23年をピークに減少に転じています。昭島市における20歳～40歳の女性人口の推移をみると、今後出生数の減少傾向は避けられない状況にあり、2%～3%程度長期間にわたり減少していくものと見込まれます。
- ②少子化の大きな要因の一つとなっている男女共の未婚化と晩婚化は、さらなる少子化につながる要因となっています。40歳での未婚率は男性で40%、女性で20%となっています。
- ③昭島市の社会動態（転入・転出）は平成23年度までは転入増であったが、平成24年から転入・転出はほぼ同数になってきています。今後大きな転入予定は、東中神駅北側の法務省宿舎及び同駅北口周辺のみであり、今後5年間は転入・転出同数程度が予測されます。  
自然動態（出生減）を補っていた社会動態（転入増）は、今後は見込めない状況となってきています。

## 【昭島市の待機児童の状況】

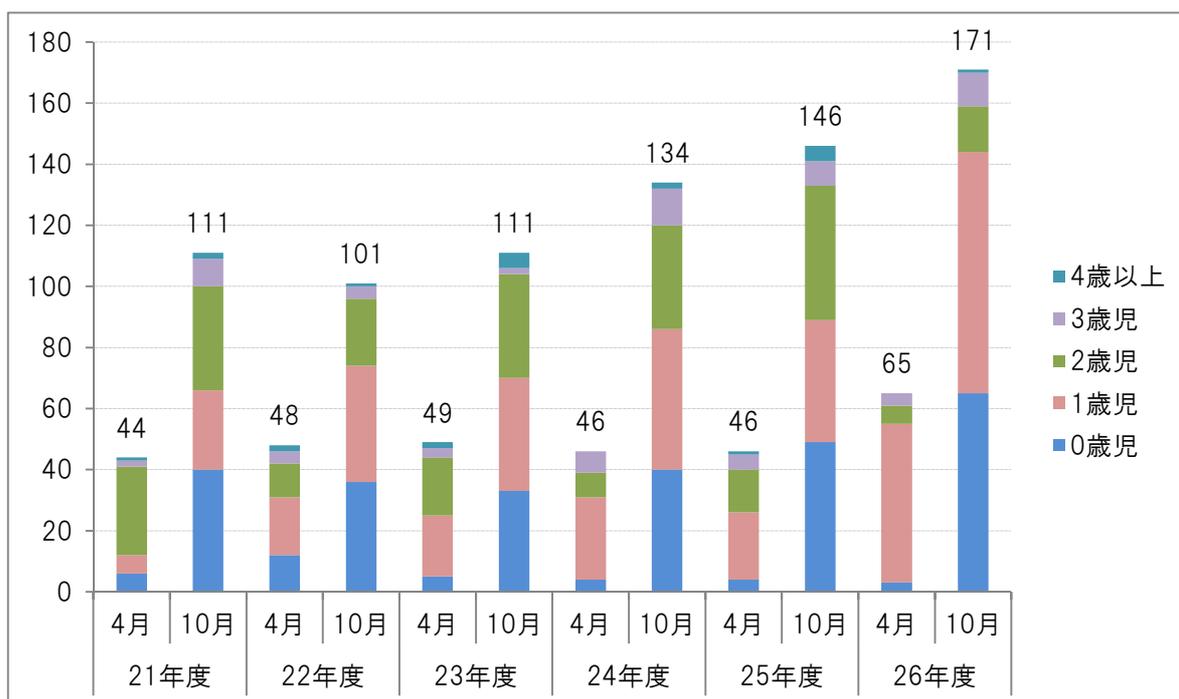
(単位：人)

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度 参考・速報値	
	4月	10月	4月	10月								
0歳児	6	40	12	36	5	33	4	40	4	49	3	65
1歳児	6	26	19	38	20	37	27	46	22	40	52	79
2歳児	29	34	11	22	19	34	8	34	14	44	6	15
3歳児	2	9	4	4	3	2	7	12	5	8	4	11
4歳以上	1	2	2	1	2	5	0	2	1	5	0	1
計	44	111	48	101	49	111	46	134	46	146	65	171

○過去5年間（平成 21 年度～平成 25 年度）の4月1日の平均待機児童は46人となっています。

○過去5年間の10月1日の平均待機児童は120人となっています。

○待機児童は、平成 26 年 4 月 1 日で、1歳児が全体の8割を占めています。10月1日になると、0歳児、2歳児が増加してきています。



過去5年間の平均待機児童数は46人となっています。（4月1日）

## 【子育ての家庭環境】

- ①少子化と核家族化の中での子育て環境となっており、祖父母や親せき、知人などから、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- ②父親の長時間労働もあって、母親と子どもだけの生活時間が長く、母親にとっては出産による急激な環境の変化からの戸惑い、子育ての負担や不安、孤立感は高いことがうかがえます。  
こうした中、一部には子どもの心身の健やかな発達を妨げる状況も見受けられます。
- ③子どもは3歳頃までは、親との基本的信頼感を育む大切な時期であり、母親が父親と協力して自身の手元で育てた方がよいと考える一方で、核家族化の中で育児ストレスを抱えながらの子育てよりも、早い時期に保育所に入れて集団生活に慣れさせ、自身もそれにあったパート就労をした方がよいという考えが交錯している状況がうかがえます。
- ④夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られます。また、子どもの人数は保育所入所世帯に比較的多い状況となっています。育児において父親が積極的に役割を果たすことが求められています。

## 【労働・経済環境】

- ①経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。就労形態の多様化とともに不安定化の側面も見受けられ、生活形態も多様化しています。
- ②子育てに専念することを希望して退職する女性がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。
- ③長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い状況にあります。また一方、女性の非正規雇用割合は改善されておらず、女性の30代後半のパート等による非正規就労は約4割になっています。
- ④女性の就労は出産年齢期に低くなる、いわゆるM字カーブは改善傾向にあるものの、その後の就労はパート等の非正規就労が多くなっています。またその就労は、子どもが3歳になってからの4～5時間程度の就労希望が多いことがうかがえます。（ニーズ調査）

## 【幼児期の学校教育・保育の課題】

- ①ニーズ調査からは、保育所等の定期的な教育・保育事業の未利用者の意向は、子どもが3歳になったら子どもを幼稚園に通わせたい意向が最も高くなっています。
- ②「小一の壁」と言われている課題から、幼児期から児童期への連続した教育・保育のニーズが高く、連続性を重視した教育課程の取り組みの必要性が求められています。
- ③幼児期の教育・保育は生涯の人格形成の基礎を培う重要なもので、3歳以上の全ての子どもに質の高い教育・保育が求められています。親の就労状況にかかわらず、子ども・子育て支援法の趣旨のとおり、3歳以上の全ての子どもに良質な幼児教育としての成育環境を保障していく必要があります。

## (2) 課題解決の方向性

### 【昭島市の待機児童対策⇒量の拡充】

- ①待機児童は、少子化にもかかわらず減少していない状況です。
- ②3歳までは親元で育てるという考え方がある一方で、保育所への待機児童が発生している現実から保育所の申し込みは1歳児へとシフトしてきています。
- ③女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する子育て環境の整備が求められる状況になっています。
- ④保育所等の施設整備の現状は、用地の問題や財源の問題、また人材の確保など課題も多く、依然として整備は進んでいない状況にあります。
- ⑤学童クラブでは、平成22年度より待機児童の解消策として、待機児童の多い学区域に二つ目の学童クラブを整備しました。このため、学童クラブの待機児数は、平成26年4月時点で障害児を含めて10名以下となっています。

■待機児童対策として、課題を乗り越えて施設整備に取り組む必要があります。

- ①幼稚園の園児は、定員数に対しておおむね7割にとどまっておりますが、施設面での整備が必要な状況となっています。待機児童対策には幼稚園の施設面の整備と認定こども園への移行が大きな課題となります。
- ②待機児童解消のため東京都が進めてきた認証保育所は、昭島市においては1園のみですが、認証保育所になれない認可外保育所は、市内、市外に存在します。認証保育所の法的な扱いについては、今後示される東京都の方針に従って、対処をすることになります。今後3歳未満の待機児童対策には、昭島市の条例で定めた保育水準を確保した上で、認可外保育所にあたる施設が地域型保育新制度への移行も課題となります。

## 【教育・保育の課題から⇒質の確保・向上】

下記の項目を骨子とする「昭島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営の関する基準を定める条例」に基づき、教育保育の質の向上を図ります。

### ①発達や学びの連続性に関すること

0歳～小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

### ②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

### ③乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達の様子や日々の保育の状況について情報を提供します。また、情報提供とともに、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるように推進します。

### ④満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいいため、適切な支援を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活できる場となるよう配慮します。

### ⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

### ⑥幼児期特別支援教育や障害児保育に関すること

障害児に対して適切な「個別支援」を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障害の有無を問わずに日常生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮します。あわせて、

この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにするとともに、必要な支援について共通理解を深め、その後の円滑な支援を図れるようにします。

⑦地域の子育ての支援に関すること

各園の態勢整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たす必要があります。

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の考え方

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

### 2 教育・保育提供区域の設定

事業区分	区域設定	説明
1号認定(3~5歳)	昭島市全域を 1区域	教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の区域設定については、昭島市全域を1区域とします。
2号認定(3~5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1~2歳)		

## 第5章 教育・保育施設の充実

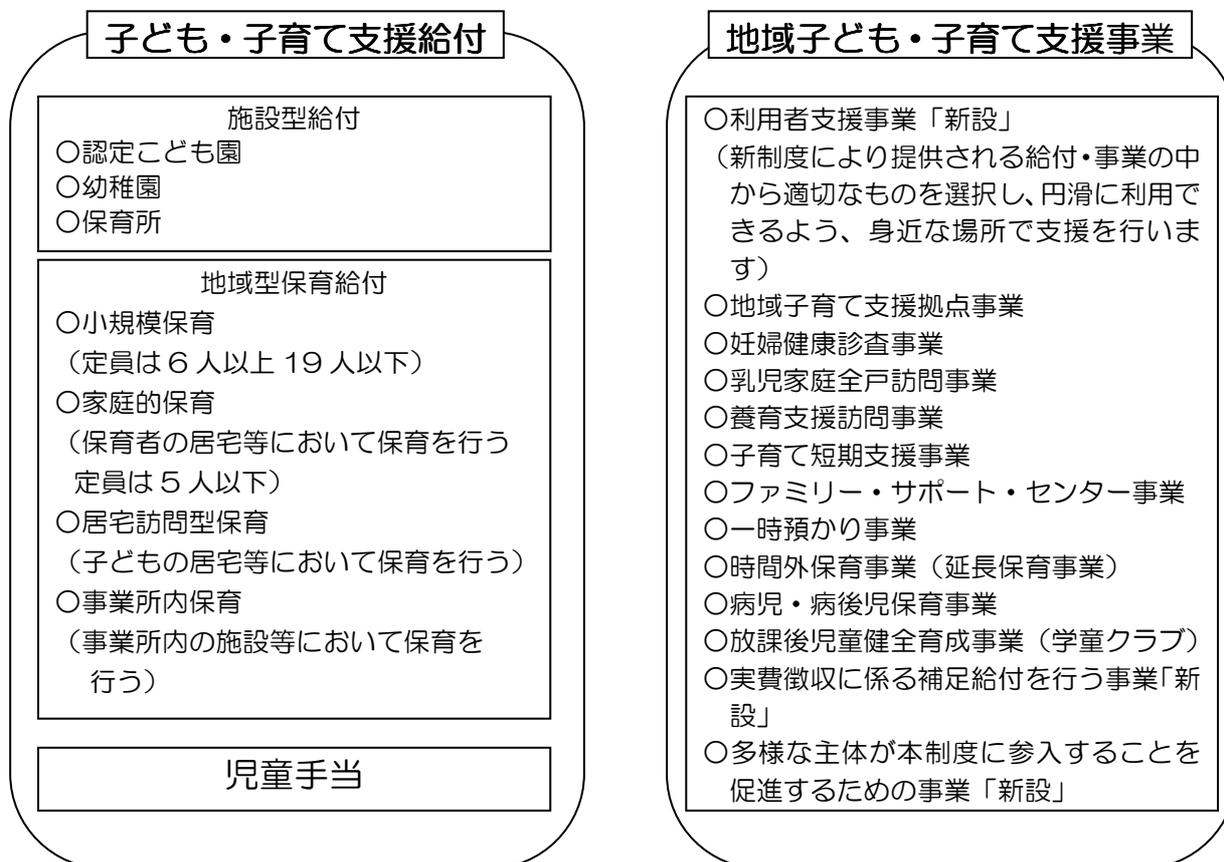
### 1 前提となる事項

市では、市内に居住する0歳～5歳の子どもについて「現在の幼稚園、保育所、認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味して国の定める以下の3つの区分で認定します。

#### ■認定区分と提供施設

認 定 区 分		提 供 施 設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育 (以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

#### ■子育て支援の「給付」と事業の全体像

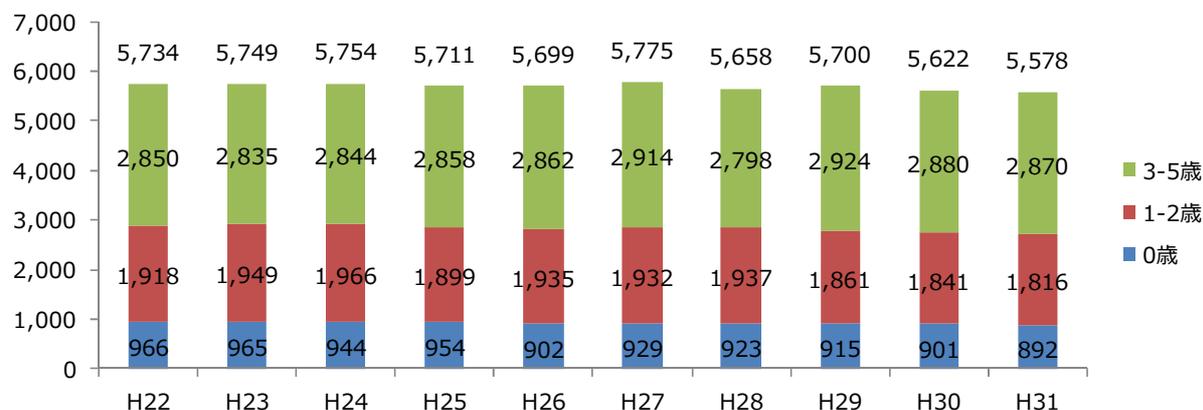


## ■昭島市の人口推計

(単位：人)

	実績					推計					伸び率 (H27-H31)
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	966	965	944	954	902	929	923	915	901	892	-3.98%
1歳	965	988	981	944	1,010	1,002	932	926	915	901	-10.08%
2歳	953	961	985	955	925	930	1,005	935	926	915	-1.61%
3歳	964	946	965	980	947	973	933	1,009	935	926	-4.83%
4歳	933	958	934	953	960	886	976	936	1,009	935	5.53%
5歳	953	931	945	925	955	1,055	889	979	936	1,009	-4.36%
6歳	1,018	953	922	927	909	888	1,055	889	979	936	5.41%
7歳	1,019	1,017	938	934	928	882	888	1,055	889	979	11.00%
8歳	968	1,027	1,007	931	933	957	882	888	1,055	889	-7.11%
9歳	982	973	1,032	1,006	934	956	957	882	888	1,055	10.36%
10歳	1,031	977	974	1,035	1,008	901	956	957	882	888	-1.44%
11歳	1,037	1,036	976	978	1,039	987	901	956	957	882	-10.64%

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	伸び率 (H26-H31)
0歳	966	965	944	954	902	929	923	915	901	892	-3.98%
1-2歳	1,918	1,949	1,966	1,899	1,935	1,932	1,937	1,861	1,841	1,816	-6.00%
3-5歳	2,850	2,835	2,844	2,858	2,862	2,914	2,798	2,924	2,880	2,870	-1.51%
小計	5,734	5,749	5,754	5,711	5,699	5,775	5,658	5,700	5,622	5,578	-3.41%
6-8歳	3,005	2,997	2,867	2,792	2,770	2,727	2,825	2,832	2,923	2,804	2.82%
9-11歳	3,050	2,986	2,982	3,019	2,981	2,844	2,814	2,795	2,727	2,825	-0.67%
合計	11,789	11,732	11,603	11,522	11,450	11,346	11,297	11,327	11,272	11,207	-1.23%



## 2 市の現状

【現状】

(単位：人)

	定員 (26 年度)	入所状況(25 年度)	参考 (弾力的運用)
幼稚園 3～5 歳	1,485	1,044	-
保育所 3～5 歳	1,509	1,506	-
保育所 0～2 歳	976	1,127	151
認証保育所等	193	101	0

【量の見込み】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 号 (教育認定 3～5 歳)	1,044	1,089	1,045	1,097	1,075	1,075
1 号 (月 64 時間未満の就労)	-	90	90	90	90	90
1 号 (合 計)	1,044	1,179	1,135	1,187	1,165	1,165
2 号 (保育 3～5 歳)	1,504	1,482	1,422	1,493	1,463	1,463
3 号 (保育 0～2 歳)	1,047	1,188	1,193	1,150	1,136	1,121

## 3 需要量の見込み及び確保計画

5年間の計画期間（平成27年度～平成31年度）における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

## ■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】（1号認定）

（※過去の幼稚園の利用状況については、18頁を参照）

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」

（単位：人）

	平成26年度 （実績）		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	313	731	335	754	322	723	338	759	331	744	331	744
②確保 の計画	確認幼稚園	0	0	0	0	0	30	70	60	140	90	210
	認定こども園	0	0	10	20	10	20	10	20	10	20	20
②-①	△313	△731	△325	△734	△312	△703	△298	△669	△261	△584	△231	△514
私学助成幼稚園	341	1,144	341	1,144	341	1,144	291	1,094	241	1,044	191	994

○私学助成幼稚園の確認幼稚園への移行計画（見込み）

平成29年度 100名、平成30年度200名、平成31年度300名

○幼稚園から認定こども園への移行計画（見込み）

平成28年度以降の移行を検討しています。

### 【定員増加見込み】

（単位：人）

	名称	予定日	3歳	4歳	5歳
新設	認定こども園 イコロ昭和の森	平成27年4月	10	10	10
移行計画	私学助成幼稚園 の確認幼稚園へ の移行	平成29年度	30	35	35
		平成30年度	60	70	70
		平成31年度	90	105	105

### ■確保の方策

○1号認定については、見込み量が微減する状態にあります。

○確保策として、新設の認定こども園及び私学助成幼稚園の確認幼稚園への移行計画（見込み）が見込まれています。

○幼稚園については、私学助成幼稚園と新制度による確認幼稚園の併存が見込まれます。

○保育園から認定こども園への移行を検討している園が複数園あります。

## ■幼児期の学校教育・保育【保育所・認定こども園】（2号認定）

（※過去の保育所の利用状況については、17頁を参照）

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」

（単位：人）

	平成26年度（実績）		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	
①量の見込み （必要利用定員総数）	502	1,011	486	996	448	956	490	982	480	962	480	983	
②確保 の計画	保育所	481	1,028	489	1,031	506	1,098	517	1,099	517	1,078	517	1,078
	認定こども園	0	0	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60
②-①	△21	17	33	95	88	202	57	177	67	176	67	155	
認証及び認可外	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

○新設や増設等により平成27年度には待機児童解消となる見込みです。

○2号認定は平成27年度から全体として定員に満たない状況にあります。

### 【2号認定の確保計画】

（単位：人）

	名称	予定日	3歳	4歳	5歳
新 設	認定こども園イコロ昭和の森	平成27年4月	30	30	30
	（仮称）上川原町保育園	平成28年度 予定	20	20	20
	（仮称）拝島駅前南口保育園	平成28年度 予定	10	10	10
	（仮称）拝島駅前北口保育園	平成29年度 見込み	11	11	11
移行計画	認証保育所拝島駅前	平成28年度 移行見込み	平成28年度認証保育所から移行見込み		

### ■確保の方策

○2号認定については、見込み量が微減する状態にあります。

○3号認定の待機児童に対応するため、昭島駅北側、拝島駅周辺、昭島駅南口周辺での新設が計画されています。

○認証保育所から認可保育所への移行が1園見込まれます。

## ■幼児期の保育【保育所・認定こども園】（3号認定）

（※過去の保育所の利用状況については、17頁を参照）

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」 （単位：人）

		平成26年度 （実績）			平成27年度			平成28年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）		197	406	444	251	445	492	248	414	531
②確保の 計画	保育所	230	337	409	232	334	403	247	370	439
	認定こども園	-	-	-	12	28	30	12	28	30
	地域型保育事業	-	-	-	6	6	7	6	6	7
②-①		33	△69	△35	△1	△77	△52	17	△10	△55
認証及び認可外		0	69	35	1	77	52	0	10	55

		平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）		246	410	494	241	406	489	239	398	484
②確保の 計画	保育所	253	380	451	253	380	451	253	380	451
	認定こども園	12	28	30	12	28	30	12	28	30
	地域型保育事業	12	12	14	12	12	14	12	12	14
②-①		31	10	1	36	14	6	38	22	11
認証及び認可外		0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 【3号認定の確保計画】

(単位：人)

		予定日	0歳	1歳	2歳
新設	認定こども園イコロ昭和の森	平成27年4月	12	28	30
	(仮称)上川原町保育園	平成28年度予定	9	20	20
	(仮称)拝島駅前南口保育園	平成28年度予定	—	10	10
	(仮称)拝島駅前北口保育園	平成29年度見込み	6	10	12
増改築	むさしの保育園	平成27年度見込み	—	—	6
	松原保育園	平成27年4月	—	2	5
地域型保育事業	—	平成27年度1か所 平成29年度1か所を見込み (認可外からの移行見込み)			
移行計画	認証保育所拝島駅前	平成28年度認証保育所から移行見込み			

### ■確保の方策

- 3号認定については、0歳児は42人増(21%増)、1歳児は8人減(2%減)、2歳児は40人(9%増)の見込み量となっています。
- 3号認定の待機児童に対応するため、昭島駅北側及び南側、拝島駅周辺での新設が計画されています。また、中神駅北側、拝島駅周辺での増設が計画されております。
- 新設や増設等により平成31年度には待機児童解消となる見込みです。
- 認証保育所から認可保育所への移行が1園見込まれます。
- 認可外保育所の一部に関しては、地域型保育事業(小規模保育事業)への移行が見込まれます。

## 4 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園の推進）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園及び保育所等が認定こども園へ移行する体制づくりを進めます。

### （1）幼保連携型認定こども園教育・保育要領の推進

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行うことを基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。
- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

## (2) 認定こども園新設及び移行支援

保護者の就労形態の多様化、教育と保育の需要に対応するため、市内保育所及び幼稚園に対して、認定こども園への移行を推進します。

昭島市では、平成27年4月に認定こども園を新設する予定です。市立堀向保育園を認定こども園に統合移行するものです。

[定員]	1号認定	(幼稚園部分)	3歳～5歳	30名
	2・3号認定	(保育所部分)	0歳～5歳	160名

## 5 教育・保育施設整備及び運営の質の確保・向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、良質な施設などの確保と、幼稚園教諭、保育士など、子どもの育ちを支援する者の処遇改善、また各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力に努めます。

### ○施設整備支援

良質な子育て環境を確保するため、安心こども基金を活用し必要な施設の整備を支援します。

### ○監査指導体制

定期的な指導監査・財政監査を実施します。

第三者評価については3年ごとに実施します。

### ○研修の充実

- ・保育士等の資質向上に向けた研修を実施します。
- ・事業者が行う研修について支援します。
- ・保育教諭資格取得の研修について支援します。
- ・家庭的保育者の認定研修を実施します。

## 6 幼児期の特別支援教育保育・障害児保育の推進

障害のある子どもに対して、その特性に応じた「個別支援」を行うとともに、障害の有無にかかわらず、共に育ちあうことができるよう、教育保育の環境整備を進めます。

### ○インクルーシブ教育・保育の拡充

要配慮児童を含めて、すべての子どもが共に学び・共に成育するインクルーシブ教育・保育を拡充します。

### ○障害児通所支援事業の拡充

集団生活への適応訓練、日常生活の基本的動作の指導など障害児通所支援事業や親子通園事業を拡充します。

## 7 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供するとともに、育休明けの子どもが入所しやすい入所基準を定めました。

○利用者支援事業においてきめ細やかな情報提供を行います。

## 8 地域型保育事業と特定教育・保育施設との連携

待機児解消に期待されている地域型保育事業が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、特定教育・保育施設である保育所・幼稚園・認定こども園が、「連携施設」としての受け皿となることを要請します。

○2号認定者の定員数が今後余剰と見込まれます。特定教育・保育施設においては、連携施設からの受け入れが必要な検討事項となります。

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 需要量の見込み及び確保の計画

5年間の計画期間（平成27年度～平成31年度）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

#### （1）利用者支援に関する事業【新規事業】

##### 【事業概要】

利用者支援事業は、教育・保育施設・地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連携調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、保育所や幼稚園などの教育・保育施設・地域型保育事業及び、一時預かり、学童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（行政窓口や子育てひろば等）で支援します。

##### 【市の現状】

子育て支援課、子ども育成課や健康課などの窓口で相談を受け付けています。

##### ■新規計画

	平成26年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
新規計画	0か所	1か所	3か所	3か所	3か所	3か所
設置場所	-	市窓口	市窓口 子育てひろば	市窓口 子育てひろば	市窓口 子育てひろば	市窓口 子育てひろば

##### ■確保の方策

- 昭島市では、平成27年度から利用者支援事業を実施します。
- 設置場所については、平成27年度、市役所子育て支援課窓口を利用者支援専門員を配置する予定です。
- 平成28年度以降は、拡充策として、「子育てひろば」2か所に利用者支援専門員を配置する予定です。

## (2) 時間外保育事業（延長保育）

### 【事業概要】

保育所での時間外保育は、保護者の就労形態等に対応し、保育短時間（8時間）及び保育標準時間（11時間）の通常の保育時間を超えて保育する事業です。

### 【市の現状】

市内 22 園（分園含む）のうち 20 園で実施しています。

（※過去の利用状況については、21 頁を参照）

### ■保育所における時間外保育の実施か所数

実施時間	公立保育所	私立保育所
午後 7 時 00 分までの時間外保育	—	13 か所
午後 7 時 15 分までの時間外保育	2 か所	3 か所
午後 8 時 00 分までの時間外保育	—	2 か所
計	2 か所	18 か所

### ■量の見込みに対する「確保の計画」及び「実施時期」

（単位：人）

	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （延べ利用者数）	38,503	46,203	46,203	46,203	46,203	46,203
確保の計画 （延べ利用者数）	38,503 （20 か所）	46,203 （21 か所）	46,203 （24 か所）	46,203 （25 か所）	46,203 （24 か所）	46,203 （24 か所）

### ■確保の方策

○市内全園において、保育短時間及び保育標準時間事業を実施予定であり、時間外保育事業（延長保育事業）も全園において実施します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

#### 【事業概要】

学童クラブは、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護（保育）を受けられない小学校に就学している児童を対象に、安心・安全な生活の場及び遊び・学習などの活動の場を提供するとともに健全育成を図る事業です。

#### 【市の現状】

実施か所 22 か所。

（※過去の利用状況については、21 頁を参照）

#### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」

（単位：人）

	平成 26 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 年生～3 年生の見込み量 ○ は障害児数	1,034 (33)	1,042 (33)	1,056 (33)	1,071 (33)	1,058 (33)	1,070 (33)
確保の計画	1,030 (22 か所)	1,030 (20 か所)	1,070 (19 か所)	1,070 (19 か所)	1,070 (19 か所)	1,070 (19 か所)

○昭島市では、当分の間、1 年生～3 年生までを対象として実施します。

○開所時間の延長（午後 6 時 30 分～午後 7 時）を図ります。

#### ■確保の方策

○学童クラブ利用者は、36 人（約 3%）の増が見込まれます。

○学童クラブの集団の規模は、法改正により平成 28 年度から可能なところから順次、ひとつのクラブの規模を概ね 40 人とします。それに伴い整備が必要となる施設においては、国の指針等を踏まえて、再度検討をします。

○4 年生～6 年生までの児童については、施設の整備等が必要なことから、国や東京都の指針等をみて、今後におけるの検討課題とします。

○学校の統合により、2 か所減となります。

○国における放課後子ども総合プランに基づき、学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による体制整備に努めます。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

##### 【事業概要】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等より、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設内などで一時的に児童を預かり、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

休日・宿泊を含めたショートステイ事業と夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。

##### 【市の現状】

実施か所 ショートステイ 保健福祉センター内 1か所  
トワイライトステイ 児童養護施設（双葉園）内 1か所  
（※過去の利用状況については、22頁を参照）

##### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施期間」

ショートステイ

（単位：人）

	平成26年度 （見込み）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量 （延べ利用者数）	103	110	110	110	110	110
確保の計画 （延べ利用者数）	103	110	110	110	110	110

トワイライトステイ

（単位：人）

	平成26年度 （見込み）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量 （延べ利用者数）	114	116	116	116	116	116
確保の計画 （延べ利用者数）	114	116	116	116	116	116

##### ■確保の方策

- 見込み量は、ほぼ横ばいの状況となっています。
- ショートステイ事業については、保健福祉センター内1か所、トワイライトステイ事業については、児童養護施設内1か所において、引き続き実施します。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

### 【市の現状】

新生児訪問（生後2か月まで）と、こんにちは赤ちゃん（生後2か月～4か月まで）事業を実施しています。

（※過去の利用状況については、22頁を参照）

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施期間」

（単位：人）

		平成25年度 （実績）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
対象者数 （出生数見込み）		933	929	923	915	901	892
確保の 計画	新生児訪問 事業	499	929	923	915	901	892
	こんにちは 赤ちゃん事業	917					
	訪問率	98.3%	100%	100%	100%	100%	100%

### ■確保の方策

○新生児訪問事業とこんにちは赤ちゃん事業は一つの事業として、乳児全員に対して、原則として、保健師又は、助産師による乳児家庭全戸訪問事業として実施します。（レベルアップ事業）

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。

### 【市の現状】

市では関係機関と連携して、支援が必要な家庭の状況に応じて迅速な対応を行っています。

(※過去の対応状況等については、23頁を参照)

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保 の 計 画	養育支援訪問回数	23回	33回	33回	33回	33回	33回
	支援者数	9人	10人	10人	10人	10人	10人
	育児支援ヘルパー 派遣件数	5件	20件	20件	20件	20件	20件
	要保護児童対策 地域協議会 (代表者会議)	1回	1回	2回	1回	2回	1回
	要保護児童対策 地域協議会 (実務者会議)	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	要保護児童対策地 域協議会 (個別ケース会議)	67回	65回	65回	65回	65回	65回

### ■確保の方策

- 要支援件数、相談件数とも増加が見込まれます。
- 必要に応じ、要保護児童対策地域協議会の各会議を開催します。
- 養育支援に関しては、児童虐待等対応ケース数が増えないことが健全な状態と考えられることから、量の見込みは設定しないこととします。

## (7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

### 【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、0歳～3歳までの子と保護者が気軽に集い、相互交流・情報提供・子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

### 【市の現状】

○子育てひろば（一般型） 4か所

親子交流、情報提供、子育て相談を行う

○子育てひろば（都単独型） 27か所

保育所・幼稚園における子育て相談を行う（保育所 20園、幼稚園 7園）

（※過去の利用状況については、23頁を参照）

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」

子育てひろば（一般型）

（単位：人）

	平成25年度 （実績）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （延べ利用者数）	23,016	23,705	24,415	25,150	25,900	26,680
確保の計画 （延べ利用者数）	23,016 （4か所）	23,705 （4か所）	24,415 （5か所）	25,150 （5か所）	25,900 （6か所）	26,680 （7か所）

### ■確保の方策

○身近な場所での子育てひろばのニーズは高いものがあり、利用者増が見込まれます。

○今後、新たな場所を確保し、3か所の増設を計画しています。

子育てひろば（都単独型）

（単位：件）

	平成25年度 （実績）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （延べ相談件数）	3,057	3,345	3,345	3,595	3,595	3,595
確保の計画 （延べ相談件数）	3,057 （27か所）	3,345 （27か所）	3,345 （29か所）	3,595 （29か所）	3,595 （29か所）	3,595 （29か所）

### ■事業の継続性

○子育てひろば都単独事業については、今後東京都の取組方針をみて検討します。

## (8) 一時預かり事業

### 【事業概要】

一時預かり事業は、次の二つのタイプがあります。

- (1) 幼稚園、認定こども園での教育標準時間を超えての一時預かり保育事業（延長保育）
- (2) 保育所などでの保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときに一時的に児童を預かる事業
  - ・専用スペースによる一時預かり事業
  - ・都単独型一時預かり事業＝各保育園における基準面積・職員配置を確保したうえで一時預かり事業

【市の現状】 幼稚園 7か所  
 保育所 21か所  
 専用型 1か所

(※過去の利用状況については、24頁を参照)

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」 ※表内は延べ利用者数 (単位：人)

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み量		13,532	13,750	13,750	13,750	13,750	13,750
確保の計画	幼稚園型	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
	都単独型(保育所)	1,713	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
	専用スペース型(保育所)	2,019	2,019	2,019	2,019	2,019	2,019

### ■確保の方策

- 一時預かり保育の利用者は、ほぼ横ばいの状況が見込まれます。
- 保育園における一時預かり事業は、実際としてのスペースの確保が難しい状況から、限られた人数への対応とならざるを得ない状況にあります。
- 専用型スペースによる一時預かり事業（なしのき保育園内）は、現行でも抽選による預かりとなっており、今後の見込み量の増加が見込まれます。
- 今後新設される保育所等において、専用型スペースの一時預かり保育室の設置を検討します。

## (9) 休日保育事業

### 【事業概要】

保育所等を利用している子どもで保護者の勤務形態や疾病等の都合により、日曜、祝日に家庭で保育できない場合に児童を預ける事業です。

対象者、保育所在園児1歳以上。

【市の現状】 上ノ原保育園分園1か所

(※過去の利用状況については、21頁を参照)

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」

(単位：人)

	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み量	196	260	260	260	260	260
確保の計画	196 (1か所)	260 (1か所)	260 (1か所)	260 (1か所)	260 (1か所)	260 (1か所)

### ■確保の方策

○休日保育の利用者数は、ほぼ横ばいの状況が見込まれます。

○休日保育については、引き続き、上ノ原保育園分園1か所において、実施します。

## (10) 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

病児・病後児保育事業は、病気または、病気回復期にあり集団保育が困難な児童を病院・保育所に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

### 【市の現状】

実施場所 病院（太陽こども病院）内 1 か所

保育所（昭和郷保育園）内 1 か所

（※過去の利用状況については、24 頁を参照）

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」 （単位：人）

	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	376	389	389	389	389	389
確保の計画	376 (2 か所)	389 (2 か所)	389 (2 か所)	389 (2 か所)	389 (2 か所)	389 (2 か所)

### ■確保の方策

- 病児・病後児保育の利用者数は、ほぼ横ばいの状況が見込まれます。
- 病児・病後児保育は、引き続き、病院内と保育園内の 2 か所において実施します。

## (11) ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業概要】

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方（協力会員）と育児の援助をしてほしい方（利用会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。

### 【市の現状】

昭島市社会福祉協議会で会員相互の連絡調整を行っています。

協力会員 640 人

利用会員 395 人

延べ利用件数 4,704 件

（※過去の利用状況については、25 頁を参照）

### ■ 「量の見込み」に対する「確保計画」及び「実施時期」

※表内は延べ利用者数（単位：人）

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		4,704	4,710	4,710	4,710	4,710	4,710
確保 の 計 画	障害児送迎・一時預り	1,800	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	保育所送迎・一時預り	1,126	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
	学童送迎・一時預り	422	400	400	400	400	400
	通院等による一時預り	1,356	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130
	合計	4,704	4,710	4,710	4,710	4,710	4,710

○放課後等デイサービスが実施されれば減となる見込みです。

○保育所、学童クラブの延長保育の充実により、減となる見込みです。

### ■ 確保の方策

○事業の利用者数は、ほぼ横ばいの状況が見込まれます。

○昭島市社会福祉協議会により引き続き事業を実施します。

## (12) 妊婦健康診査事業

### 【事業概要】

妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するため適切な健診を行う事業です。

### 【市の現状】

妊婦の健康管理を目的とし医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

(※過去の利用状況については、25頁を参照)

### ■「量の見込み」に対する「確保の計画」及び「実施時期」

		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (妊婦届数)		935 人	929 人	923 人	915 人	901 人	892 人
確保 の 計 画	延べ利用回数	11,076 回	13,006 回	12,922 回	12,810 回	12,614 回	12,488 回
	利用人数	888 人	929 人	923 人	915 人	901 人	892 人
	利用率	95.0%	100%	100%	100%	100%	100%

### ■確保の方策

○全妊産婦に対して、妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を引き続き助成します。

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

### 【事業概要】

世帯の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設の通園に必要な下記「実費徴収に係る費用」の全部又は一部を助成する事業です。

- ・ 園服、通園カバン、文具費など
- ・ 遠足等行事費
- ・ 給食費

### 【新規事業】

昭島市では、本事業について平成 27 年度から実施します。

### ■対象者

市民税非課税世帯であって、施設型給付となる「認定こども園」、「保育所」、「幼稚園」及び地域型保育給付となる小規模保育所等に通園する者

## 2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

### (1) 連携の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであるとともに、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について、本計画の基本的考え方を踏まえ、昭島市におけるこれらの連携を推進します。

### (2) 子ども家庭支援センターを核とする連携の推進

子ども家庭支援センターは、子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、相談内容に応じて、必要な子育てサービスの紹介や専門機関に繋げるなどの支援を行っています。後を絶たない児童虐待については、要保護児童対策地域協議会において、地域の方々や地域の機関と協力連携して、子どもの人権を守り、養育に困難をきたしている家庭を支援します。地域、幼稚園及び保育所、小学校、警察、児童相談所、保健所、医療機関等と連携して、昭島市におけるこれらの連携を推進します。

### (3) 昭島市児童発達支援基本計画の策定

発達障害者（児）の支援については、発達障害者支援法（平成 17 年施行）などに基づき、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援が地方公共団体の責務となっています。

要配慮児童のうち、多数を占めると考えられる発達障害については、脳の先天的な機能的・器質的な原因によって引き起こされ、自閉症等の特性は生涯にわたって持続するものの、適応の程度は、環境との関わりや養育のあり方、療育指導などによって著しい幅が生じるとされており、また、発達障害は、知的な遅れを伴う場合から高い IQ を示す場合まで、広範囲にわたり、障害の現れ方にも個人により異なり、年齢や環境により目立つ症状も異なるなど個性が強い特性があります。

昭島市では、早期からその特性に配慮した対応を行っていくことで、より自立した社会生活が可能となるよう、昭島市児童発達支援基本計画を策定中です。

#### ■計画の骨子項目

- ①早期発見・早期対応への支援（乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査、児童発達支援、保育所等訪問相談事業）
- ②学齢期における支援（特別支援教育、放課後等デイサービス）

- ③関係機関との連携体制の構築（保健・医療・福祉・教育・就労の連携）
- ④家庭や保護者への支援（一般相談、専門相談、就学相談等）
- ⑤支援の中核的拠点施設の整備（ライフステージに応じた、切れ目のない継続した支援の拠点整備）

### **3 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進**

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

#### **（１）働きやすい職場環境の整備**

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

#### **（２）育児休業等制度の周知**

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

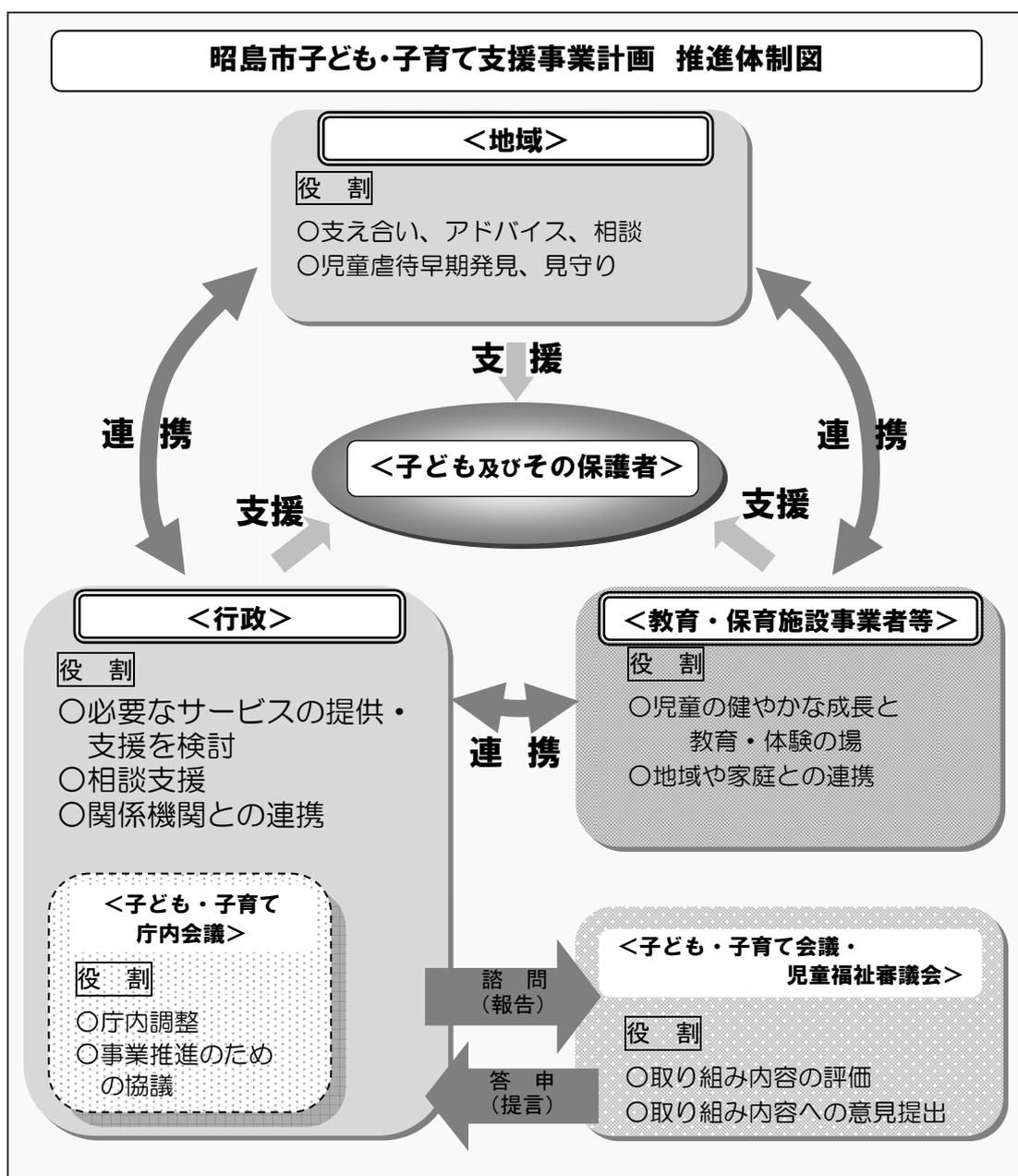
#### **（３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発**

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

# 第7章 計画の推進体制

## 1 関係機関等との連携

昭島市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



## 2 役割

社会のあらゆる分野における構成員の、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を明示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

昭島市は、子ども・子育て支援法に基づき「昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、子ども・子育て支援に関わる条例を基本として、都道府県と緊密な連携を図ることとします。

### (1) 行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

### (2) 家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有します。

### (3) 学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

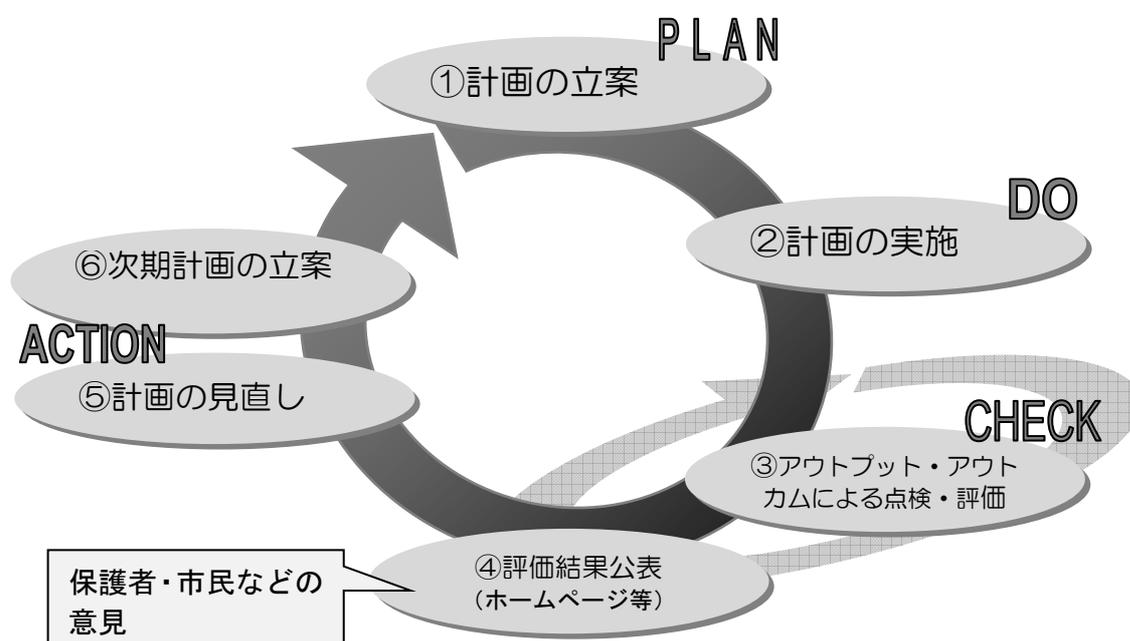
### (4) 地域の役割

- 民生児童委員などによる、子育て家庭へのアドバイス・相談・支援
- 地域の子どもたちの見守り役、相談役
- 子ども会などによる地域の支え合い
- 子どもの虐待等への早期発見と見守り支援

### 3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、その結果を公表し施策の改善等につなげていきます。

- (1) 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



- (2) 子ども・子育て支援事業計画は、昭島市子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

- (3) ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への啓発を推進します。また、あらゆる機会を利用者の意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

### 4 国・都への要望

子ども・子育て支援新制度の大きな財源として、消費税増収分一部が充てられるとされています。社会保障の一つの柱に子育てが位置付けられた

ことは非常に大きな意味をもつものです。しかしながら、今回の制度で必要とされる財源は、まだ十分ではありません。今後も国の動向を十分注視するとともに、必要に応じて、国や都への要望を行ってまいります。

# 資料編

- 資料1 昭島市子ども・子育て会議条例
- 資料2 昭島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例
- 資料3 検討の経緯
- 資料4 検討組織
- 資料5 用語解説

## 昭島市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、昭島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 行政機関を代表する者 2人以内
- (2) 事業主を代表する者 1人以内
- (3) 労働者を代表する者 1人以内
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3人以内
- (5) 学識経験のある者 2人以内
- (6) 公募による市民 3人以内

2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 子ども・子育て会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、子ども・子育て会議の議長となる。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見聴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (会議の公開)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、子ど

も・子育て会議の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年昭島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 児童福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	10,000円
-------------	----	---------

### 昭島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条—第3条）

#### 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第4条）

##### 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

##### 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

#### 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第37条）

##### 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

##### 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

#### 第4章 罰則（第53条）

#### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、昭島市（以下「市」という。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- （2） 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- （3） 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- （4） 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- （5） 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- （6） 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- （7） 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- （8） 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- （9） 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- （10） 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- （11） 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

- 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
  - 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
  - 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 5 特定教育・保育施設等は、事業を実施するにあたっては、当該事業を実施する施設等の近隣住民に対し、当該事業の実施について説明するよう努めなければならない。
  - 6 特定教育・保育施設等は、侵入防止対策その他の防犯に関する必要な措置を講じなければならない。
  - 7 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の経営に携わる者は、昭島市暴力団排除条例（平成24年昭島市条例第5条）第2条第3号に規定する暴力団関係者であってはならない。

## 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

### 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と

利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協

力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、

特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
  - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。
- （特定教育・保育に関する評価等）
- 第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- （相談及び援助）
- 第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- （緊急時等の対応）
- 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- （支給認定保護者に関する市への通知）
- 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
- （運営規程）
- 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項  
（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体

的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員が行う質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用

保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

### 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1

項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所においては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対

し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
  - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
  - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市が定める額とする。))を

いう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の

記録

- (3) 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

### 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子

どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

#### 第4章 罰則

第53条 法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（そ

の額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

- 第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

- 第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

## 資料3

月 日	主な検討事項等
平成 25 年 9 月 20 日	○第 1 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・ニーズ調査について
平成 25 年 10 月 4 日	○第 2 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・ニーズ調査票について
平成 26 年 1 月 31 日	○第 3 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・ニーズ調査の結果概要について
平成 26 年 2 月 13 日	○第 4 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・ニーズ調査の結果概要について
平成 26 年 5 月 15 日	○第 5 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・提供区域の設定について ・「量の見込み」の算出と数値（暫定）について
平成 26 年 7 月 3 日	○第 6 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・地域型保育事業の設備及び運営に関する基準等の各種基準の報告及びパブリックコメントの実施について ・計画素案の概要について
平成 26 年 8 月 7 日	○第 7 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
平成 26 年 10 月 2 日	○第 8 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
平成 26 年 11 月 6 日	○第 9 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画について
平成 27 年 2 月 10 日	○第 10 回昭島市子ども・子育て会議開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画について ・子ども・子育て支援事業計画の答申について

## 資料4

## 子ども・子育て会議委員一覧（平成25年度～26年度）

氏名	所属団体等
◎佐藤 貢一	玉川大学教育学部教授
○藤井 常文	明星大学人文学部常勤教授
和田 芳子（平成25年度）	立川児童相談所長
石塚 健市（平成26年度）	
田中 淳志（平成25年度）	昭島市立拝島第二小学校長
濱野 裕美（平成26年度）	昭島市立拝島第一小学校長
大原 望	日本航空電子工業株式会社
西澤 洋司	全日産一般業種労働組合連合会
常木 浩史	学校法人高城学園理事長（昭島台幼稚園）
上林 唱子	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 つつじが丘保育園長
島田 良許	株式会社トイボックス つみき保育園長
菊地 尚美	市民委員
勝矢 直樹	市民委員
片岡 康之	市民委員

◎会長 ○副会長

## 子ども・子育て会議事務局一覧（平成25年度～平成26年度）

氏名	職名
橋本 一政	子ども家庭部長
田中 隆一	子育て支援課長
井上 直樹（平成25年度）	子ども・子育て担当主幹
渡辺 俊一（平成26年10月まで）	
小川 雅義（平成26年11月から）	
倉片 久美子	子ども育成課長
江沢 秀也	健康課長

## 用語解説

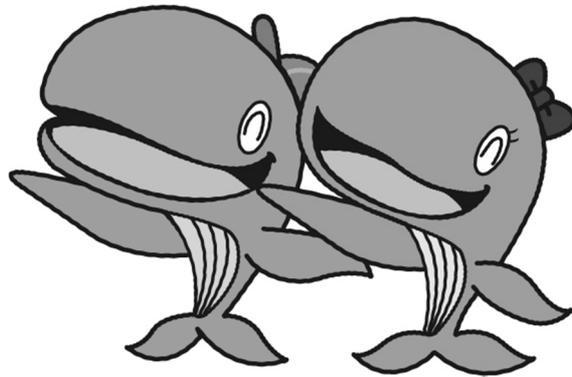
	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」。</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。</p>
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市町村の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。</p> <p>（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいう、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育。</p>

5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29、43条)
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども。</li> <li>・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。</li> <li>・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。</li> </ul>
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条）</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
18	地域子ども子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）</p>
19	量の見込み	<p>「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計する。</p>
20	教育・保育	<p>6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育すること。</p>
21	家庭類型	<p>お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。</p>
22	保育	<p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいいます。</p> <p>基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指す。</p>
23	乳幼児	<p>乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日～満1歳未満までの子。幼児は、満</p>

		1歳から小学校就学までの子ども。
24	幼稚園	3歳～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。
25	保育所	<p>児童福祉法に基づき、保護者の就労や病気などの理由により、家庭でお子さんを保育ができない場合に、満5か月から小学校就学前までのお子さんを保育する施設。</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されています。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持ちます。</p>
26	インクルーシブ教育・保育	<p>障害の有無、年齢、性別、人種、文化など、あらゆる違いを超え、どんな子どもも一緒に育ちあうことを大切にし、一人ひとりの違いを認め、尊重し、皆で支え合う教育・保育です。</p>





昭島市公式キャラクター  
アッキー&アイラン

**昭島市**

**昭島市子ども・子育て支援事業計画**

---

発行年月 平成27年3月

発行 昭島市

編集 昭島市子ども家庭部

〒196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1

TEL 042-544-5111

FAX 042-546-8855